

# 第2次 有田市人権施策推進行動計画

令和5(2023)年3月  
有田市



## はじめに

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利で、人間らしく幸福な生活を送るための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。すべての人々の人権が尊重され、心豊かに暮らせる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが互いを思いやり、人権尊重の意識を高めていくことが大切です。

本市では、平成30（2018）年3月に策定した「有田市人権施策推進行動計画」のもと、すべての人が自分らしく輝いて暮らせる活力あふれる明るい有田市の実現をめざして、人権意識の普及・啓発や人権課題の解決に取り組んでまいりました。

しかしながら、地域社会や家庭、学校など、様々な場面において、女性、子ども、障がいのある人、高齢者などに対する偏見や差別が依然として存在しています。また、近年では、新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷やインターネット上での人権侵害、職場等でのハラスメント、性的マイノリティに対する偏見など、新たな人権問題が顕在化するなど、人権を取り巻く情勢はますます複雑化、多様化しています。

このような状況の中、第1次計画の計画期間が満了となることから、人権を巡る社会情勢や市民意識を踏まえ、すべての人々の人権が尊重されるまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、新たに「第2次有田市人権施策推進行動計画」を策定いたしました。

今後は、一人ひとりの人権が尊重され、差別やいじめ、偏見のない社会を築いていくため、本計画に沿って、市の様々な施策に人権尊重の理念を浸透させ、市政を進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、企業・事業所、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5（2023）年3月

有田市長 望月良男





# 目 次

---

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画策定の背景 .....	1
3 計画の位置づけと期間 .....	4
第2章 人権施策の現状と課題.....	5
1 市民意識調査概要 .....	5
2 人権施策全般について .....	6
3 分野別施策について .....	10
4 事業所調査概要 .....	25
5 人権尊重について .....	26
6 前回計画の取組状況 .....	29
7 有田市ミライ Café.....	32
8 現状と課題の分析 .....	33
第3章 計画の基本となる考え方.....	36
1 基本理念 .....	36
2 計画の基本的視点 .....	37
3 計画の体系 .....	38
第4章 計画の内容.....	39
1 基本的施策の推進 .....	39
2 分野別施策の推進 .....	41
第5章 計画の推進.....	57
1 計画の推進体制 .....	57
2 計画の進捗管理と評価 .....	57
資料編.....	58
1 用語解説 .....	58
2 計画策定の経緯 .....	61
3 人権尊重に関わる法律 .....	62
4 有田市人権施策推進本部設置要綱 .....	63
5 有田市人権尊重委員会設置要綱 .....	65
6 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱 .....	67
7 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会名簿 .....	69
8 人権施策関連年表 .....	70



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

「人権」とは、人間が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。この基本的人権の尊重は、「世界人権宣言」で初めて公式に認められ、「日本国憲法」の基本原理のひとつになっています。

有田市（以下、「本市」という。）では、これまでに「世界人権宣言」と「日本国憲法」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない、すべての人が自分らしく輝いて暮らせる社会の実現をめざし、各種施策を行ってきました。

しかし、家庭・学校・地域社会等の社会生活において、同和問題をはじめ、女性、子ども、障がいのある人、高齢者、外国人、感染症・難病患者等に関わる差別や偏見等の人権問題が依然として存在するとともに、インターネット上への差別書き込みや、性的指向・性自認等に関する偏見、また各種ハラスメントや新型コロナウイルス感染症に関連する差別等、新たな人権課題も発生しています。

平成30（2018）年に策定した「有田市人権施策推進行動計画」が期限を迎えることから、今回、これまでの取組の検証と評価を行い、また、法令等の整備や新たな人権課題、市民意識調査の結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、「第2次有田市人権施策推進行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

今後は、本計画に基づき、人権意識の高揚と人権擁護をめざし、関係施策の総合的かつ効果的な実施に取り組みます。

## 2 計画策定の背景

### （1）国際的な動向

昭和23（1948）年、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」という人権の基本的な考え方が国際的基準として示されました。

その後も国連は、昭和40（1965）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、昭和41（1966）年に「国際人権規約」、昭和54（1979）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、平成元（1989）年に「児童の権利に関する条約」、平成18（2006）年に「障害者の権利に関する条約」等、多くの条約を採択し、人権尊重、差別撤廃に向けた国際的な取組を展開しています。

また、平成6（1994）年の第49回国際連合総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。この計画の終了を受けて、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」が採択され、初等・中等教育をテーマとした第1フェーズ（段階）の取組が始まりました。現在は令和2（2020）年から令和6（2024）年までの第4フェーズとして、「青少年のための人権教育」をテーマとした取組が始まっています。この第4フェーズでは、平成27（2015）年に国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発の

ための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標 (SDGs)」目標4のターゲット 4.7 (コラム参照) と連携させることも盛り込んでいます。

### 持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年 (2015 年) に国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会全体の普遍的な目標です。

SDGs が「誰一人取り残さない」ことを最重要理念として掲げていることを考えるならば、SDGs は人権目標そのものです。「経済」「環境」「社会」を統合させた 17 の目標で構成されている SDGs は、2030 年までの実現をめざしています。

国においては、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部を設置し、SDGs に関する施策を推進しているところです。

本市においても、ステークホルダー (SDGs の実現に関わるすべての組織と個人) の一員として、学校や市内事業所をはじめとした関係機関・団体と連携して、様々な施策を推進します。

### 【SDGs の 17 の目標】



### 【SDGs の目標4のターゲット 4.7】

- 2030 年までに、持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにする。

## (2) 国の動向

わが国は、国連が決議した多くの人権関係条約に批准・加入し、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもと、基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた各種の人権施策を進めてきました。

平成9(1997)年には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。その後、人権教育と人権啓発のより一層の充実を図るために、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとし、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、平成28(2016)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、同年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、同年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が相次いで施行されています。

また、令和元(2019)年には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正により、パワー・ハラスメント防止が企業に義務づけられることとなりました。令和3(2021)年には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、国及び地方自治体は、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないようにするための啓発活動を行うこととする規定が設けられました。このように、様々な人権課題に関わる新しい制度や枠組の整備が進んでいます。

## (3) 和歌山県の動向

和歌山県は、同和問題解決への取組で先導的な役割を果たし、個別分野ごとの人権問題についても条例の制定や計画の策定を行うなど、問題解決の取組を積極的に推進してきました。

平成14(2002)年には人権施策のよりどころとなる「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、これに基づき、平成16(2004)年に「和歌山県人権施策基本方針」、平成17(2005)年に「和歌山県人権教育基本方針」が策定され、様々な具体的施策及び人権教育が推進されてきました。「和歌山県人権施策基本方針」は、平成22(2010)年、平成27(2015)年の改定を経て、令和2(2020)年に人間としての尊厳の尊重、偏見や差別の撤廃、公平な機会の保障などを基本理念とする「和歌山県人権施策基本方針(第三次改定版)」が策定され、人権尊重社会の実現をめざし、県民、企業、団体との協働により様々な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、令和2(2020)年3月には「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行し、行政、県民、事業者等が相互に協力しながら部落差別のない社会の実現をめざして取組を推進しています。

そして、同年12月には「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行し、最新の動向を踏まえ、誹謗中傷等が行われないよう、人権に配慮した行動を促進する取組が進められています。

#### (4) 有田市の動向

本市では、隣保館を拠点とする同和問題解決への取組をはじめ、「有田市人権啓発市民の集い」の開催など、人権意識高揚の取組を継続的に推進してきました。

平成 14 (2002) 年には「有田市人権尊重委員会」を設置し、本市における人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について審議を進めてきました。

また同年、人権施策の重要な課題のひとつである男女共同参画を推進するため、「有田市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置し、同懇話会の審議に基づいて平成 15 (2003) 年に「有田市男女共同参画プラン」が、平成 25 (2013) 年には「第 2 次有田市男女共同参画プラン」が、平成 30 (2018) 年には「第 3 次有田市男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進してきました。

しかし、市民意識調査の結果などをみると、本市には同和問題をはじめとする人権課題が依然として存在することが指摘されており、高齢化の進行や市民の価値観の多様化、情報化社会の発展、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の流行等による新たな人権課題も生まれています。

令和 3 (2021) 年 3 月策定の「第 5 次有田市長期総合計画」においても、こうした課題の解決に向けた諸政策に取り組み、すべての人の人権が尊重される「心豊かな人を育み、地域で支え合うまち」の実現をめざしているところです。

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 第 2 次有田市人権施策推進行動計画

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第 5 条に規定される地方自治体の責務として、本市が人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

策定にあたって、「男女共同参画社会基本法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」などの関連する法律や、国及び和歌山県が策定した関連計画並びに第 5 次有田市長期総合計画をはじめ、本市が策定している他の計画等との整合性を図っています。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度の 5 年間とします。

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
有田市長期総合計画	第 5 次 (～ R 10)							
有田市人権施策推進行動計画	第 1 次		第 2 次					第 3 次
有田市男女共同参画プラン	第 3 次		第 4 次					第 5 次

## 第2章 人権施策の現状と課題

本章では、「有田市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から、本市の人権をめぐる状況について、その現状と課題の分析を行います。

### I 市民意識調査概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、「本計画」及び「第4次有田市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、市民の皆様の人権や男女共同参画に関する現状・意識・意見などを調査し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### (2) 調査の対象・期間・方法・回収状況

調査対象／有田市に住民票がある満20歳以上の人の中から、1,008人無作為に抽出

調査期間／令和3(2021)年12月1日～12月18日まで

調査方法／郵送による配布・回収

回収状況／配布数：1,008通／回収数：308通(回収率30.6%)

#### (3) 調査結果の見方・留意点

- ◆グラフ及び表のn数(number of case)は、有効標本数(集計対象者総数)を表しています。属性が不明・無回答の人がいるため、n数の合計は必ずしも総回収数の308とはなりません。
- ◆回答結果は、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数第2位を四捨五入しているため、単数回答(選択肢から1つを選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◆複数回答(選択肢から2つ以上を選ぶ方式)の設問の場合も、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◆図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◆設問や選択肢の文言は、簡略化している場合があります。
- ◆「前回調査の数値」という記載は、平成28(2016)年度に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」のことを示しています。

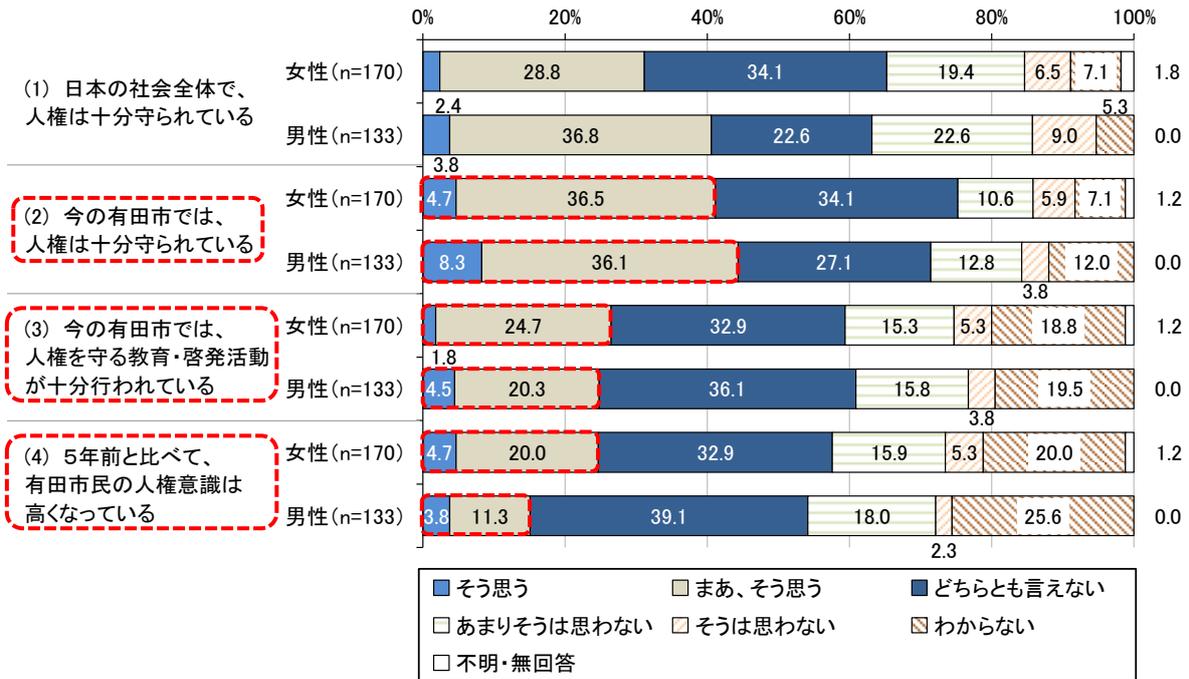
P33～35の現状と課題の分析に関連する箇所について、赤枠で囲んでいます。

## 2 人権施策全般について

(1) 人権に関する次の(1)～(4)の設問について、どう思いますか。(単数回答)

肯定的意見(「そう思う」と「まあ、そう思う」の合計)は、(1)では男性が女性を上回り、(4)では女性が男性を上回っています。(2)(3)では肯定的意見・否定的意見(「あまりそうは思わない」と「そうは思わない」の合計)ともに大きな男女差はみられません。

また、(1)日本の社会全体より(2)有田市の方が、男女ともに肯定的意見が多くなっています。

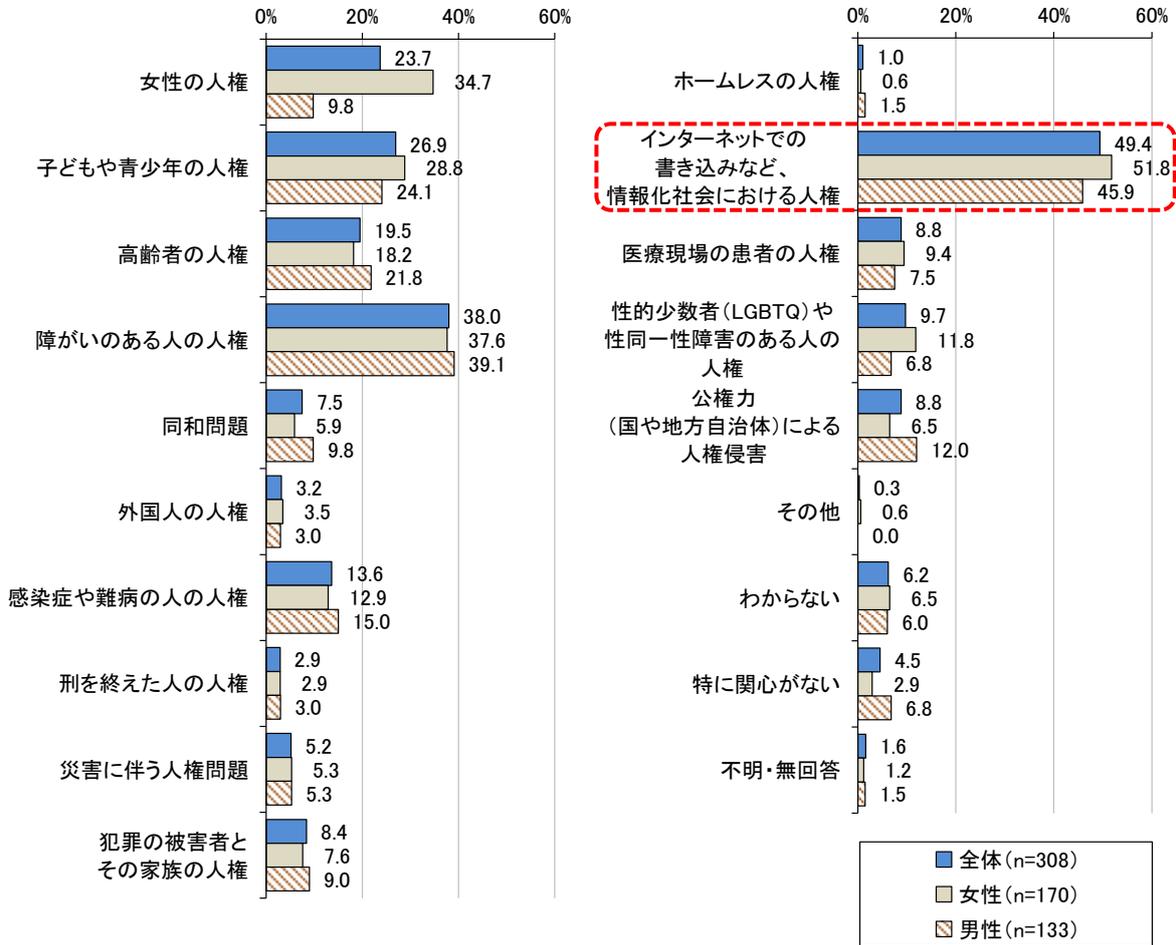


設問	性別	肯定的意見 (「そう思う」と「まあ、そう思う」の合計) 【 】は前回調査の数値		否定的意見 (「あまりそうは思わない」と「そうは思わない」の合計) 【 】は前回調査の数値	
		割合	前回調査	割合	前回調査
(1) 日本の社会全体で、人権は十分守られている	全体	35.0%	【38.6%】	28.6%	【26.9%】
	女性	31.2%	【36.6%】	25.9%	【29.4%】
	男性	40.6%	【42.1%】	31.6%	【22.6%】
(2) 今の有田市では、人権は十分守られている	全体	42.6%	【45.0%】	16.6%	【19.2%】
	女性	41.2%	【41.5%】	16.5%	【20.0%】
	男性	44.4%	【50.9%】	16.6%	【17.0%】
(3) 今の有田市では、人権を守る教育・啓発活動が十分行われている	全体	25.6%	【25.5%】	20.1%	【22.2%】
	女性	26.5%	【23.8%】	20.6%	【23.0%】
	男性	24.8%	【28.3%】	19.6%	【20.7%】
(4) 5年前と比べて、有田市民の人権意識は高くなっている	全体	20.1%	【19.7%】	20.8%	【22.9%】
	女性	24.7%	【17.0%】	21.2%	【23.1%】
	男性	15.1%	【23.9%】	20.3%	【22.6%】

(2) あなたが特に関心のあることがらは何ですか。(複数回答)

男女ともに「インターネットでの書き込みなど、情報化社会における人権」が最も多く、次いで「障がいのある人の人権」が多くなっています。

また、「女性の人権」では、女性が 34.7%に対して男性が 9.8%と、24.9 ポイント女性が上回っています。

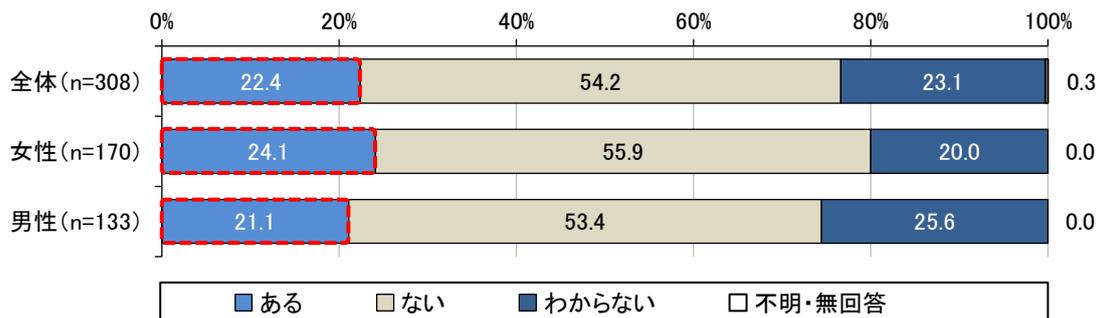


(3) 自分自身が人権を侵害されたと思ったことがあるか。(単数回答)

女性では、「ない」が 55.9%と最も多く、次いで「ある」が 24.1%、「わからない」が 20.0%となっています。

男性では、「ない」が 53.4%と最も多く、次いで「わからない」が 25.6%、「ある」が 21.1%となっています。

75歳以上では、「ある」が1割未満と他の年齢と比べて少なくなっています。



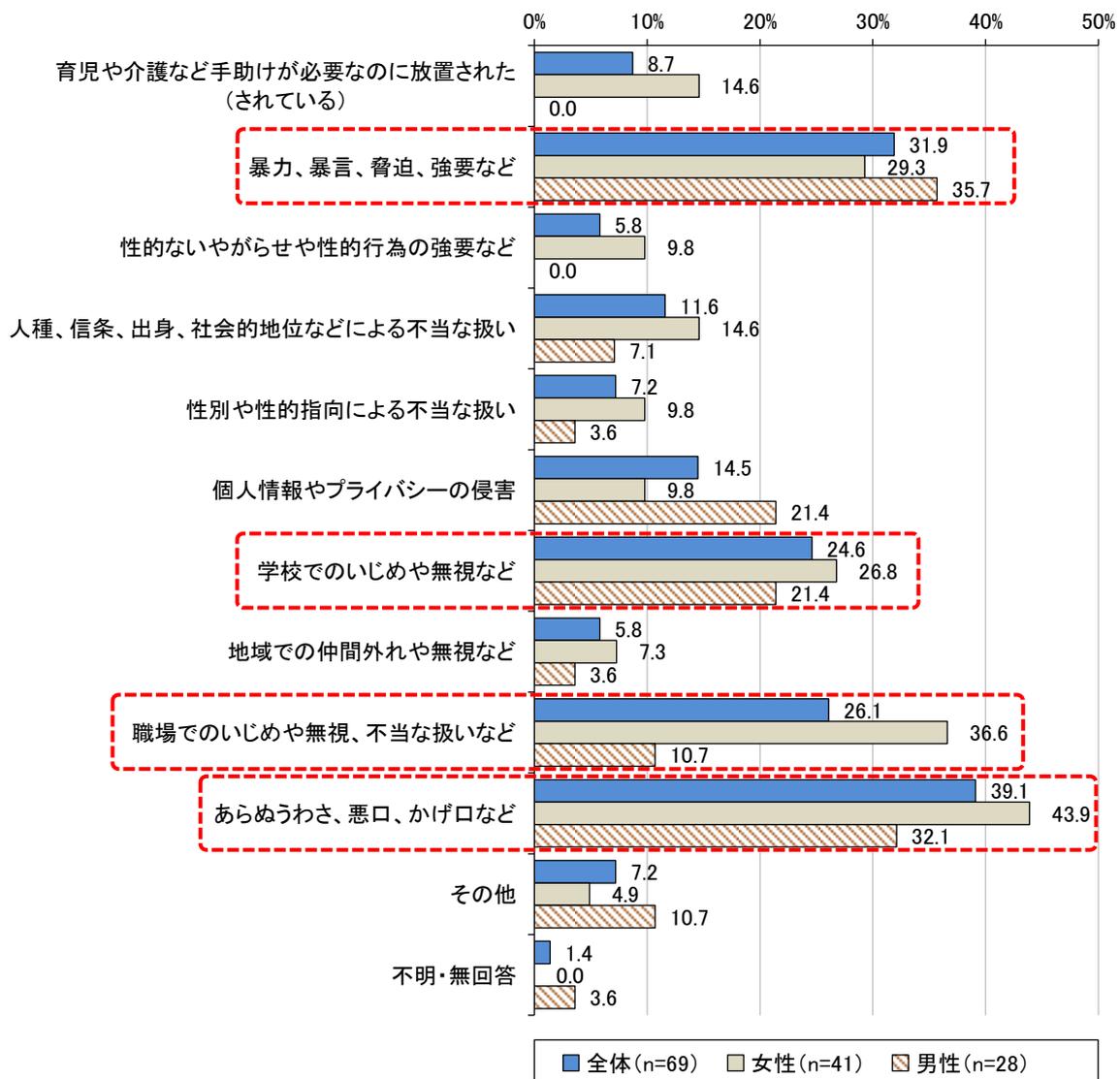
(3) の設問で「(自分自身が人権を侵害されたと思ったことが) ある」と回答した方への質問

(4) それはどのような内容でしたか。(複数回答)

女性では、「あらぬうわさ、悪口、かげ口など」が 43.9%と最も多く、次いで「職場でのいじめや無視、不当な扱いなど」が 36.6%、「暴力、暴言、脅迫、強要など」が 29.3%となっています。

男性では、「暴力、暴言、脅迫、強要など」が 35.7%と最も多く、次いで「あらぬうわさ、悪口、かげ口など」が 32.1%、「個人情報やプライバシーの侵害」「学校でのいじめや無視など」が 21.4%となっています。

「職場でのいじめや無視、不当な扱いなど」では、女性が 36.6%に対して男性が 10.7%と、25.9 ポイント女性が上回っています。また、「育児や介護など手助けが必要なのに放置された(されている)」では、女性が 14.6%に対して男性が 0.0%と、14.6 ポイント女性が上回っています。



(3) の設問で「(自分自身が人権を侵害されたと思ったことが) ある」と回答した方への質問

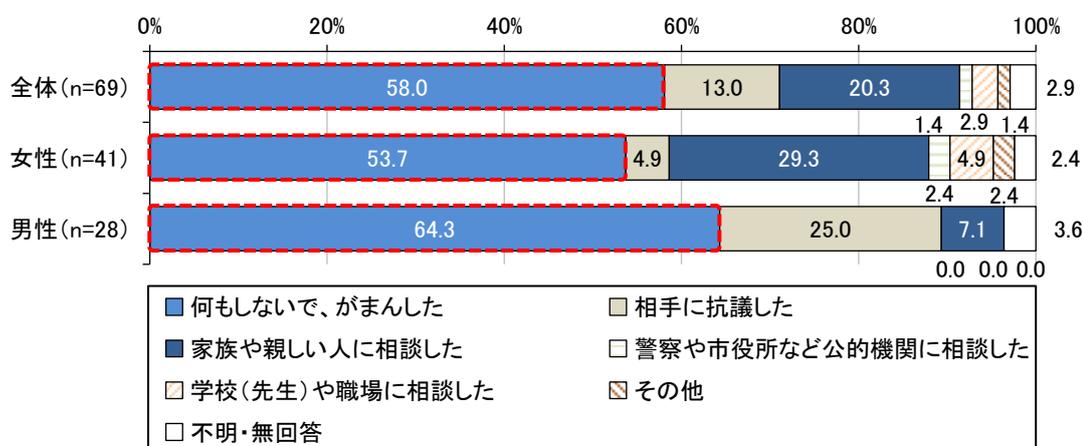
(5) そのとき、あなたはどのように対応しましたか。(単数回答)

男女ともに、「何もしないで、がまんした」が最も多くなっています。

女性では、次いで「家族や親しい人に相談した」が 29.3%、「相手に抗議した」「学校(先生)や職場に相談した」が 4.9%となっています。

男性では、次いで「相手に抗議した」が 25.0%、「家族や親しい人に相談した」が 7.1%となっています。

「家族や親しい人に相談した」では、女性が 29.3%に対して男性が 7.1%と、22.2ポイント女性が上回っています。また、「相手に抗議した」では、男性が 25.0%に対して女性が 4.9%と、20.1ポイント男性が上回っています。

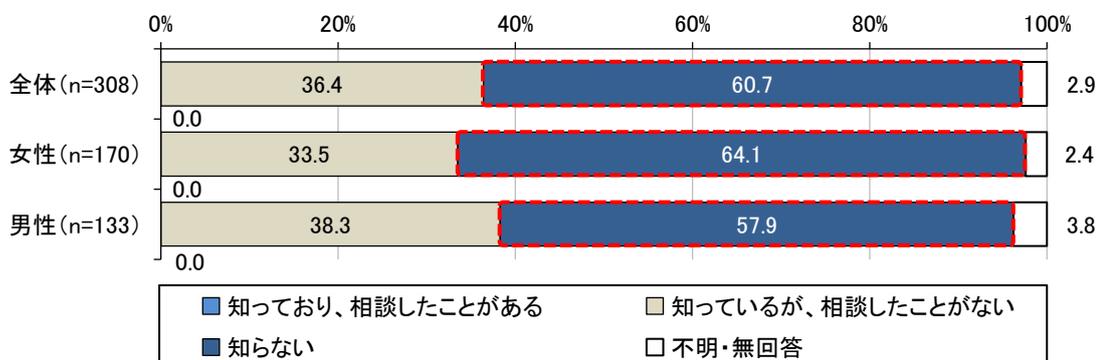


(6) あなたは有田市が人権擁護委員による人権相談を実施していることを知っていますか。

(単数回答)

男女ともに「知らない」が最も多くなっています。

概ね年齢が上がるにつれて、「知っているが、相談したことがない」が多くなっています。

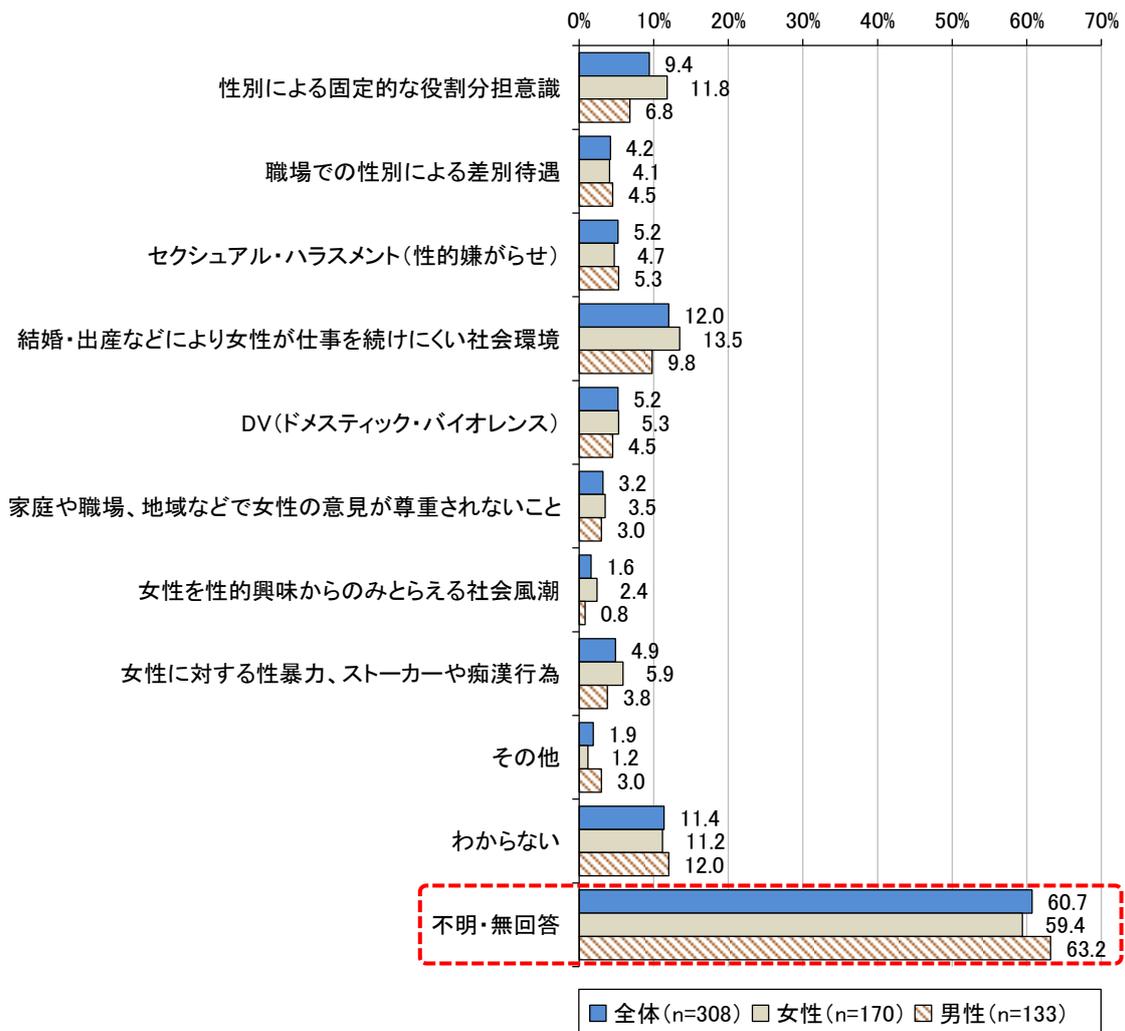


### 3 分野別施策について

(1) 女性の人権に関することからで、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

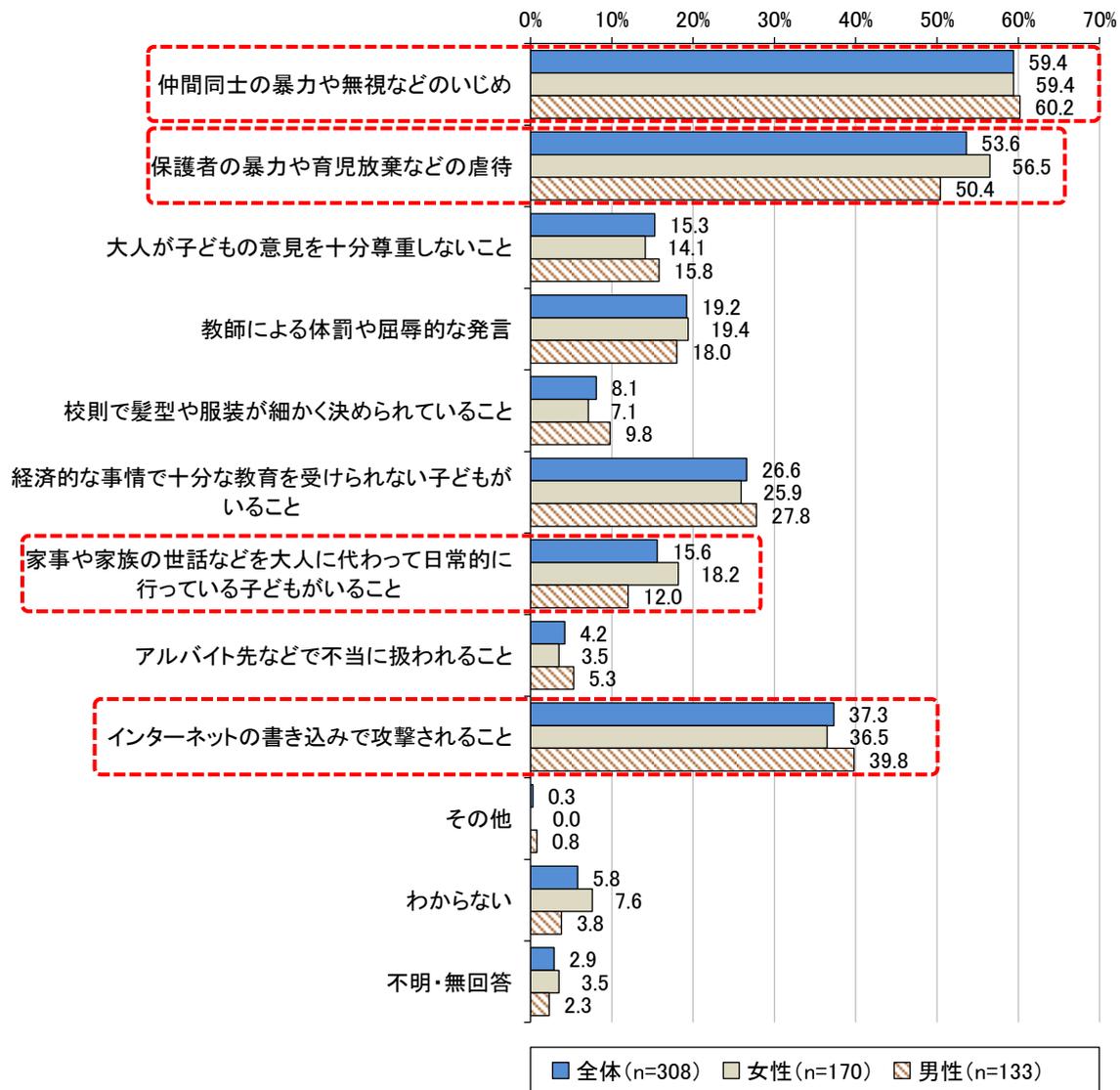
女性では、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が13.5%と最も多く、次いで「性別による固定的な役割分担意識」が11.8%、「わからない」が11.2%となっています。

男性では、「わからない」が12.0%と最も多く、次いで「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」が9.8%、「性別による固定的な役割分担意識」が6.8%となっています。



(2) 子どもや青少年の人権に関することからで、特に問題だと思ふことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「仲間同士の暴力や無視などのいじめ」が最も多く、次いで「保護者の暴力や育児放棄などの虐待」「インターネットの書き込みで攻撃されること」となっています。



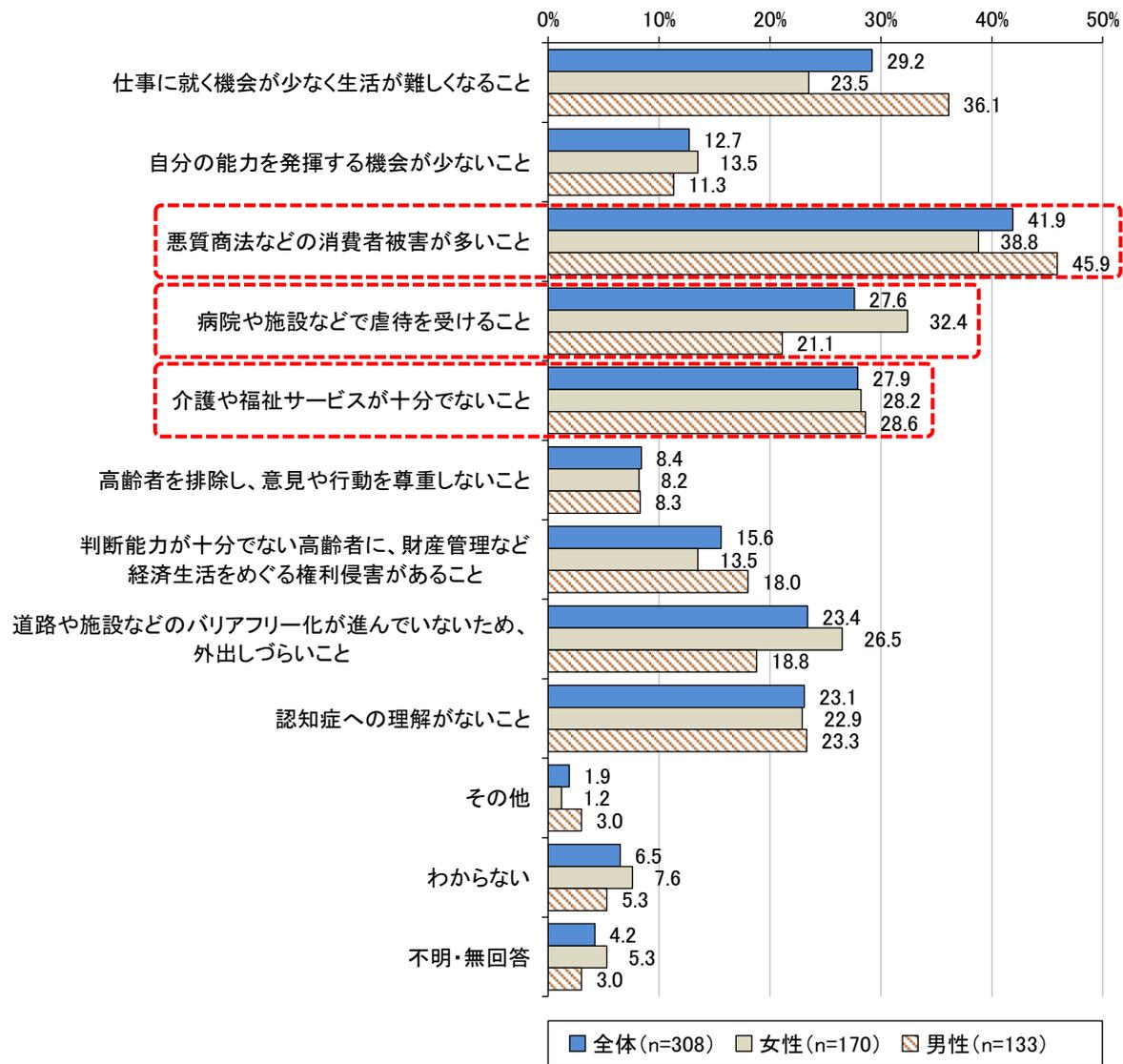
(3) 高齢者の人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに「悪質商法などの消費者被害が多いこと」が最も多くなっています。

女性では、次いで「病院や施設などで虐待を受けること」が 32.4%、「介護や福祉サービスが十分でないこと」が 28.2%となっています。

男性では、次いで「仕事に就く機会が少なく生活が難しくなること」が 36.1%、「介護や福祉サービスが十分でないこと」が 28.6%となっています。

「仕事に就く機会が少なく生活が難しくなること」では、男性が 36.1%に対して女性が 23.5%と、12.6 ポイント男性が上回っています。また、「病院や施設などで虐待を受けること」では、女性が 32.4%に対して男性が 21.1%と、11.3 ポイント女性が上回っています。



年代別でみると、20歳代と40歳代以降では「悪質商法などの消費者被害が多いこと」、30歳代では「病院や施設などで虐待を受けること」と「介護や福祉サービスが十分でないこと」が同率でそれぞれ最も多くなっています。

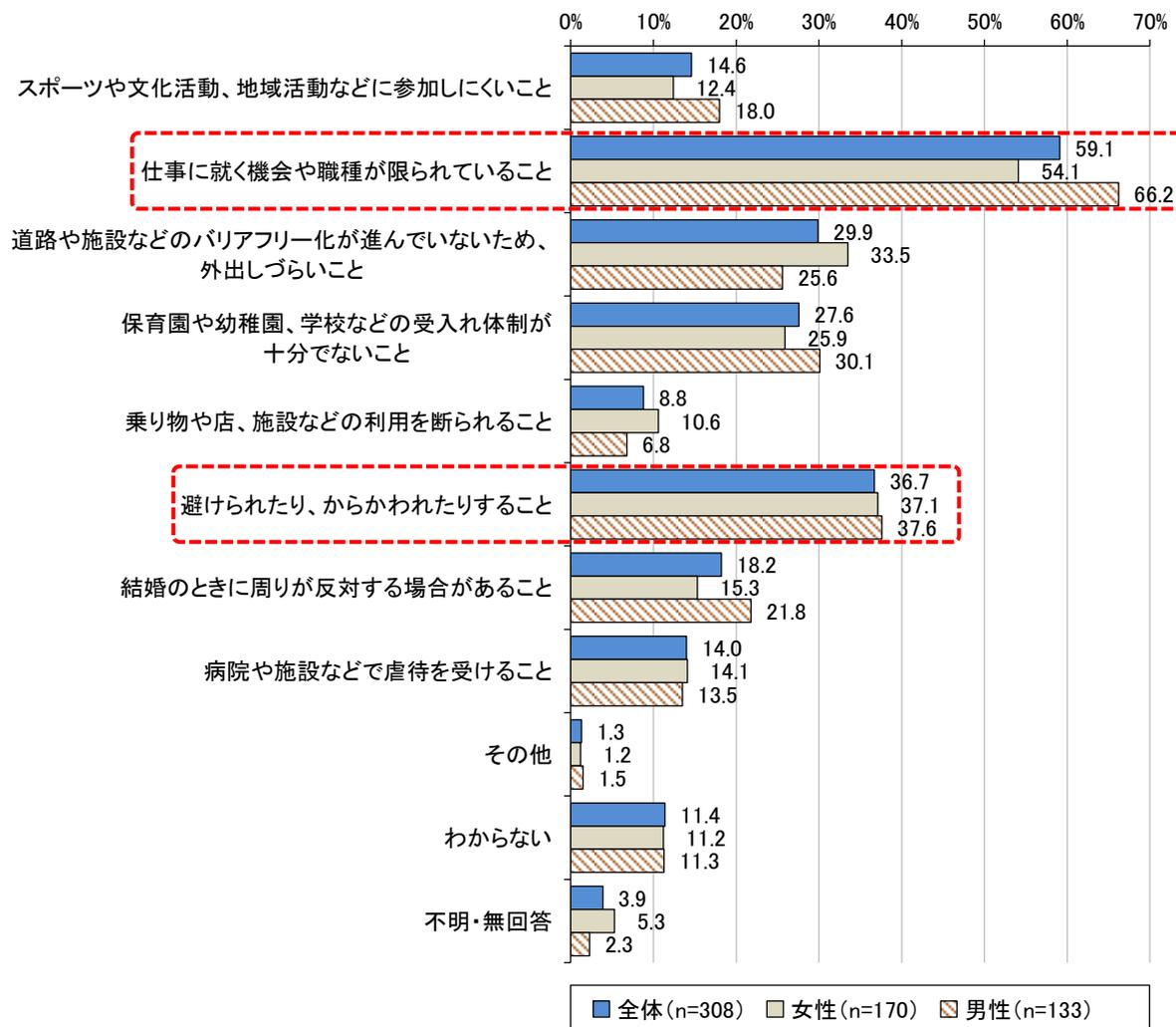
												(%)
	仕事に就く機会が少なく生活が難しくなること	自分の能力を発揮する機会が少ないこと	悪質商法などの消費者被害が多いこと	病院や施設などで虐待を受けること	介護や福祉サービスが十分でないこと	高齢者を排除し、意見や行動を尊重しないこと	判断能力が十分でない高齢者に、財産管理など経済生活をめぐる権利侵害があること	道路や施設などのバリアフリー化が進んでいないため、外出しづらいこと	認知症への理解がないこと	その他	わからない	不明・無回答
20歳代(n=34)	29.4	14.7	38.2	32.4	32.4	8.8	14.7	29.4	14.7	2.9	11.8	0.0
30歳代(n=50)	32.0	10.0	34.0	42.0	42.0	10.0	22.0	20.0	32.0	2.0	6.0	0.0
40歳代(n=39)	41.0	12.8	43.6	25.6	28.2	7.7	7.7	33.3	28.2	2.6	5.1	2.6
50歳代(n=60)	30.0	16.7	35.0	23.3	25.0	10.0	13.3	25.0	28.3	1.7	3.3	3.3
60歳代(n=69)	30.4	14.5	40.6	20.3	23.2	10.1	21.7	18.8	17.4	2.9	7.2	2.9
70～74歳(n=23)	21.7	8.7	56.5	26.1	17.4	4.3	17.4	17.4	21.7	0.0	8.7	13.0
75歳以上(n=32)	12.5	6.3	62.5	25.0	25.0	3.1	6.3	18.8	15.6	0.0	6.3	15.6

(薄く塗った枠は、各年代で最も回答の多かったもの。ただし「不明・無回答」は除く)

(4) 障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がいなど）のある人の人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。（複数回答）

男女ともに、「仕事に就く機会や職種が限られていること」が最も多く、次いで「避けられたり、からかわれたりすること」となっています。

「仕事に就く機会や職種が限られていること」では、男性が 66.2%に対して女性が 54.1%と、12.1ポイント男性が上回っています。



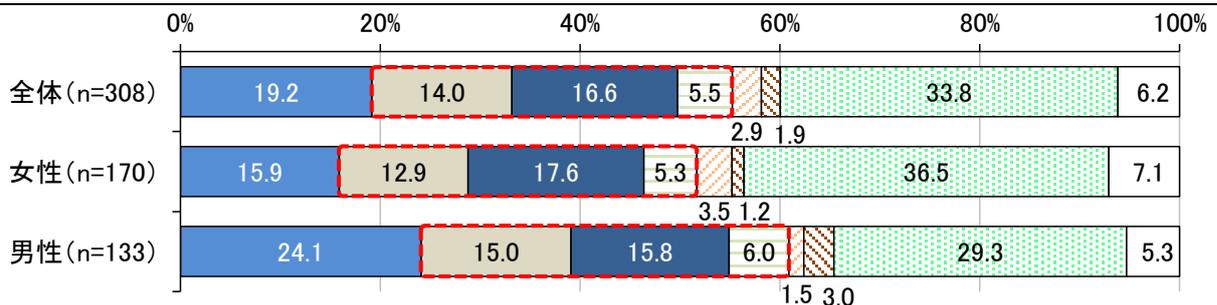
(5) 同和問題の現状について、どのようにお考えですか。(単数回答)

男女ともに、「わからない」が最も多くなっています。

女性では、次いで「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は概ね改善されたが、差別意識は解消されていない」が 17.6%、「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差や差別意識は解消されている」が 15.9%となっています。

男性では、次いで「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差や差別意識は解消されている」が 24.1%、「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は概ね改善されたが、差別意識は解消されていない」が 15.8%となっています。

20 歳代～50 歳代、75 歳以上では「わからない」、60 歳代では「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は概ね改善されたが、差別意識は解消されていない」、70～74 歳では「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差や差別意識は解消されている」と「わからない」が同率で最も多くなっています。

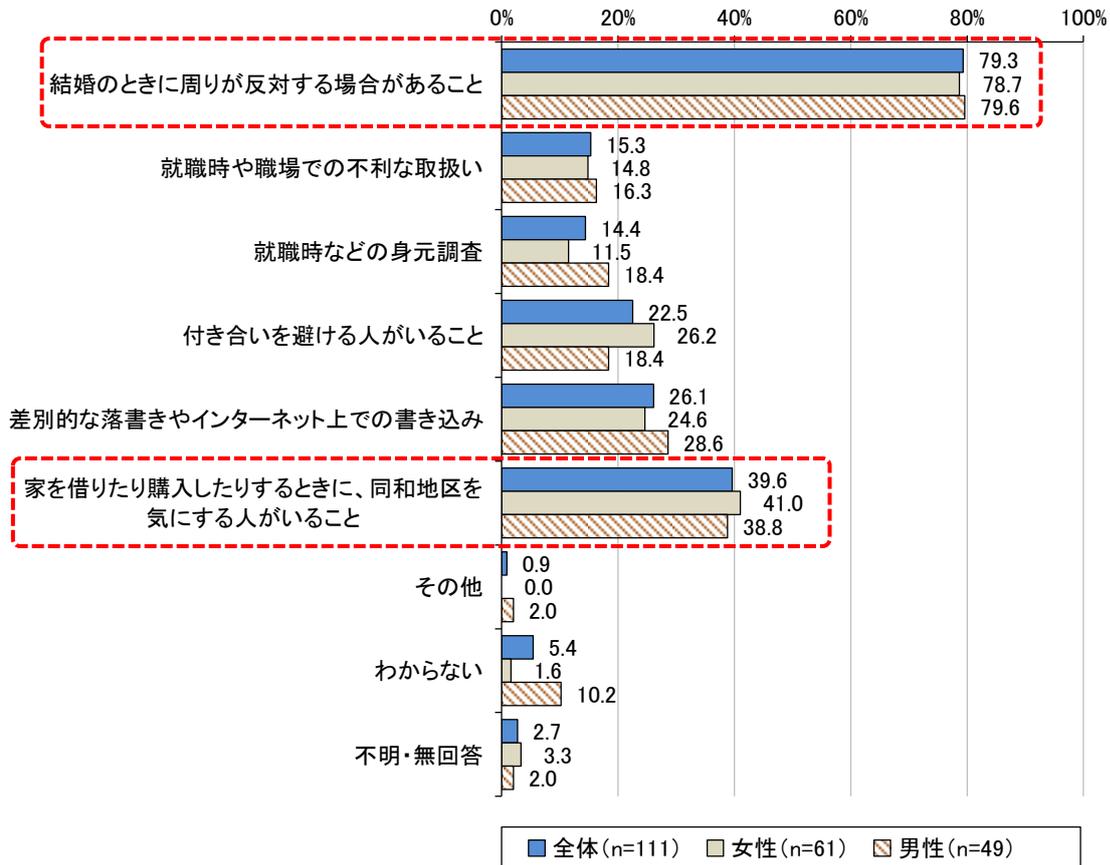


- 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差や差別意識は解消されている
- 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、差別意識は解消されていない
- 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は概ね改善されたが、差別意識は解消されていない
- 同和地区に対する格差や差別意識が、今なお多くの分野で現存している
- 同和地区に対する格差や差別は、もともと存在しない
- その他
- わからない
- 不明・無回答

(5) の設問で「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、差別意識は解消されていない」「同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は概ね改善されたが、差別意識は解消されていない」「同和地区に対する格差や差別意識が、今なお多くの分野で現存している」と回答した方への質問

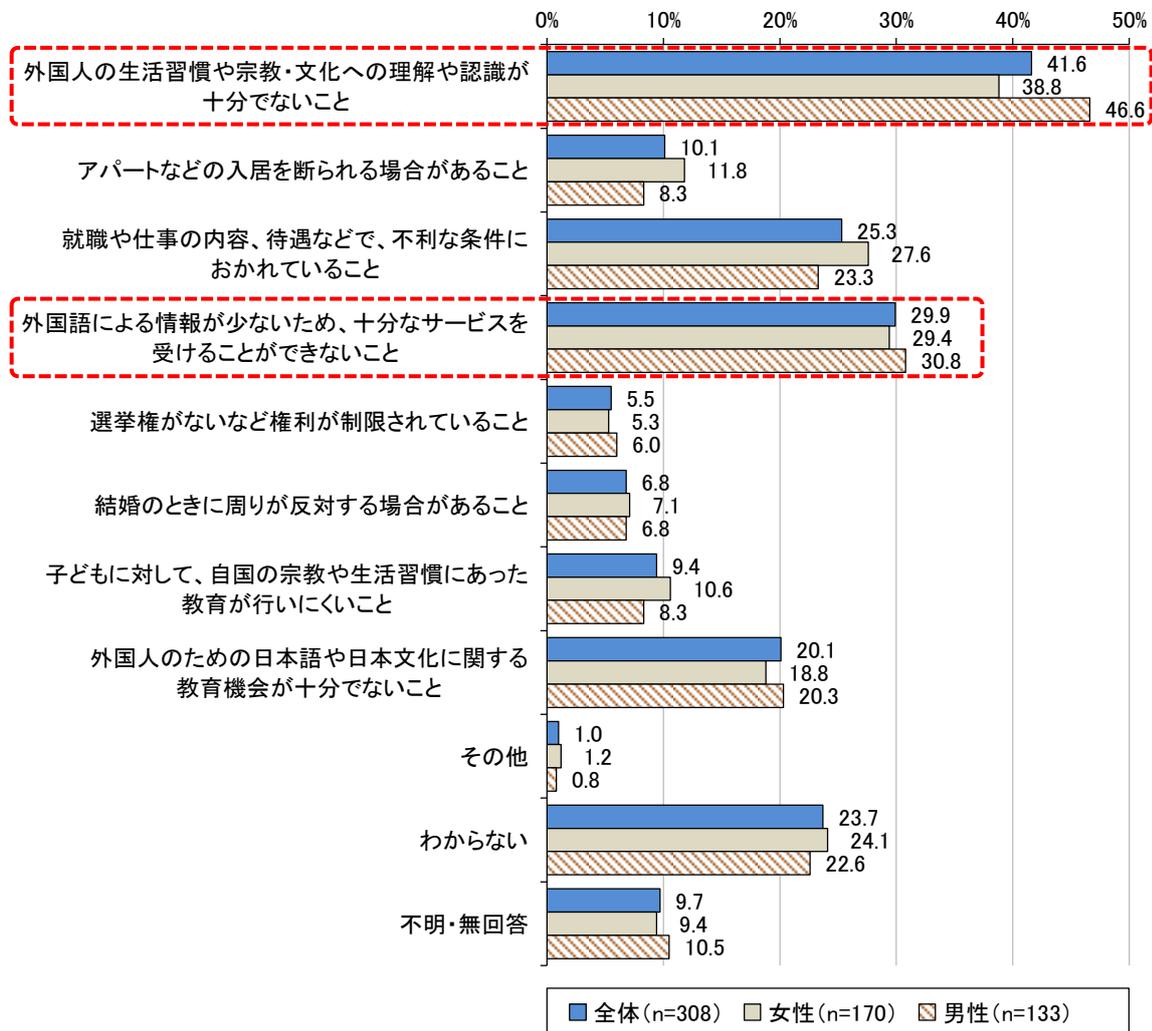
(6) 同和問題に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「結婚のときに周りが反対する場合があること」が最も多く、次いで「家を借りたり購入したりするときに、同和地区を気にする人がいること」となっています。



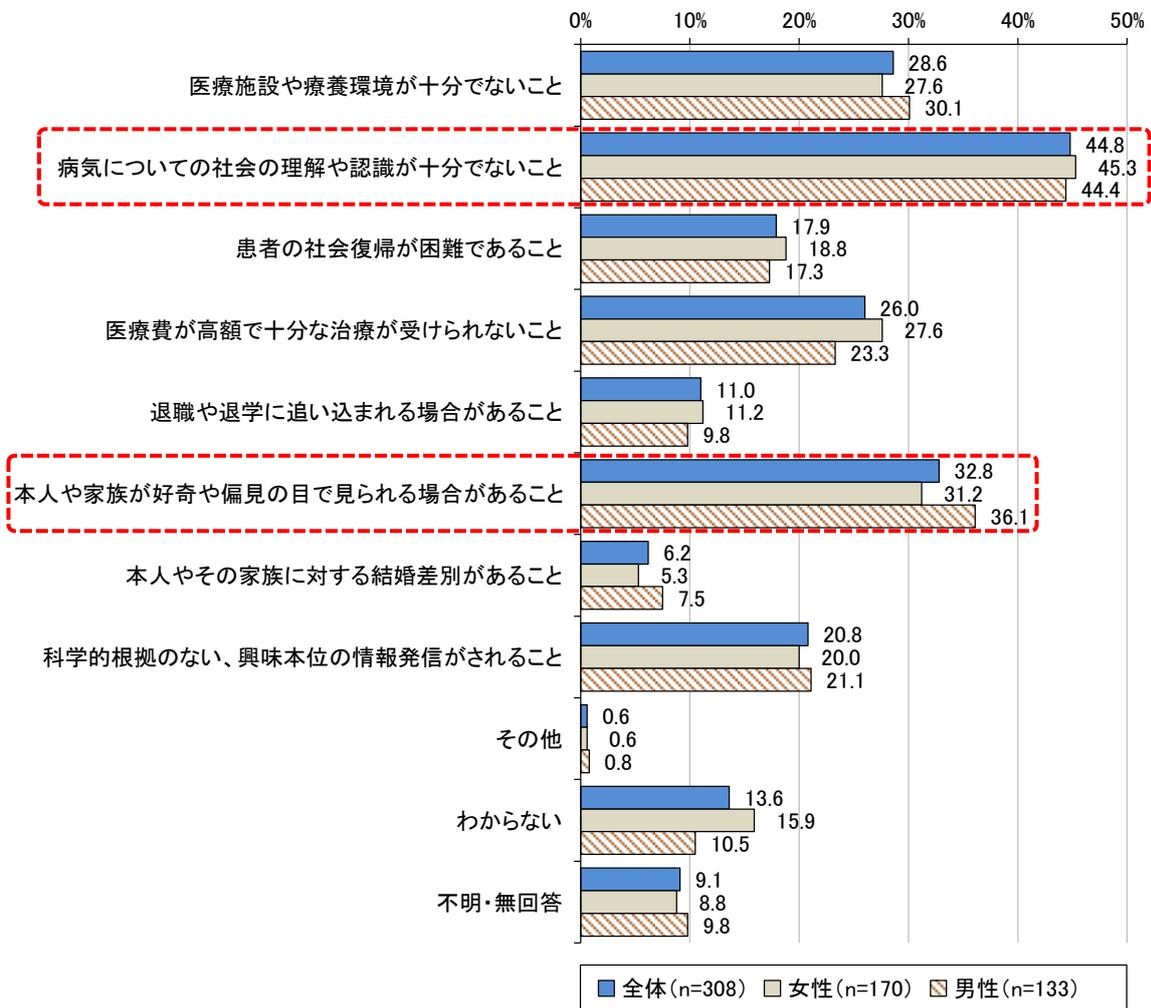
(7) 外国人の人権に関することからで、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」が最も多く、次いで「外国語による情報が少ないため、十分なサービスを受けることができないこと」「就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること」となっています。



(8) 感染症や難病の人の人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「病気についての社会の理解や認識が十分でないこと」が最も多く、次いで「本人や家族が好奇や偏見の目で見られる場合があること」となっています。

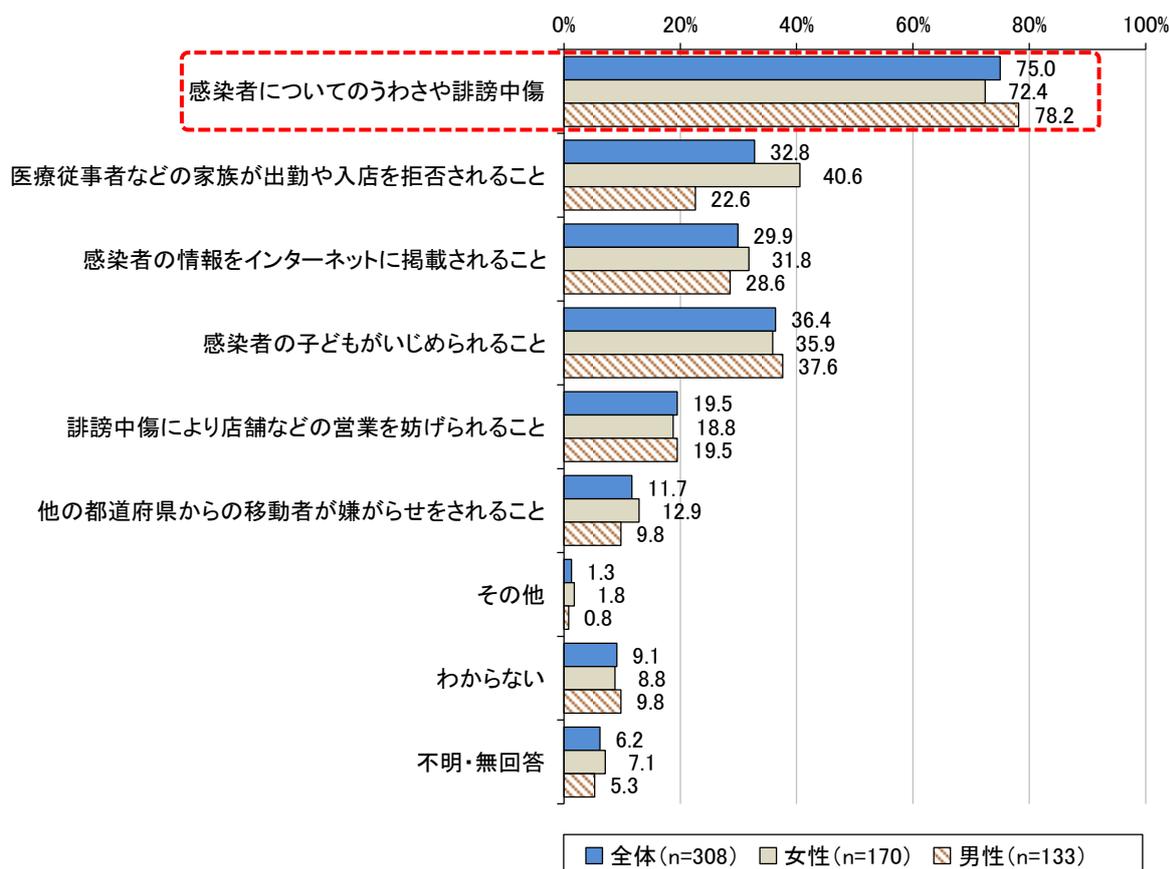


(9) 新型コロナウイルス感染症に関連する人権に関することからで、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「感染者についてのうわさや誹謗中傷」が最も多くなっています。

女性では、次いで「医療従事者などの家族が出勤や入店を拒否されること」が40.6%、「感染者の子どもがいじめられること」が35.9%となっています。

男性では、次いで「感染者の子どもがいじめられること」が37.6%、「感染者の情報をインターネットに掲載されること」が28.6%となっています。

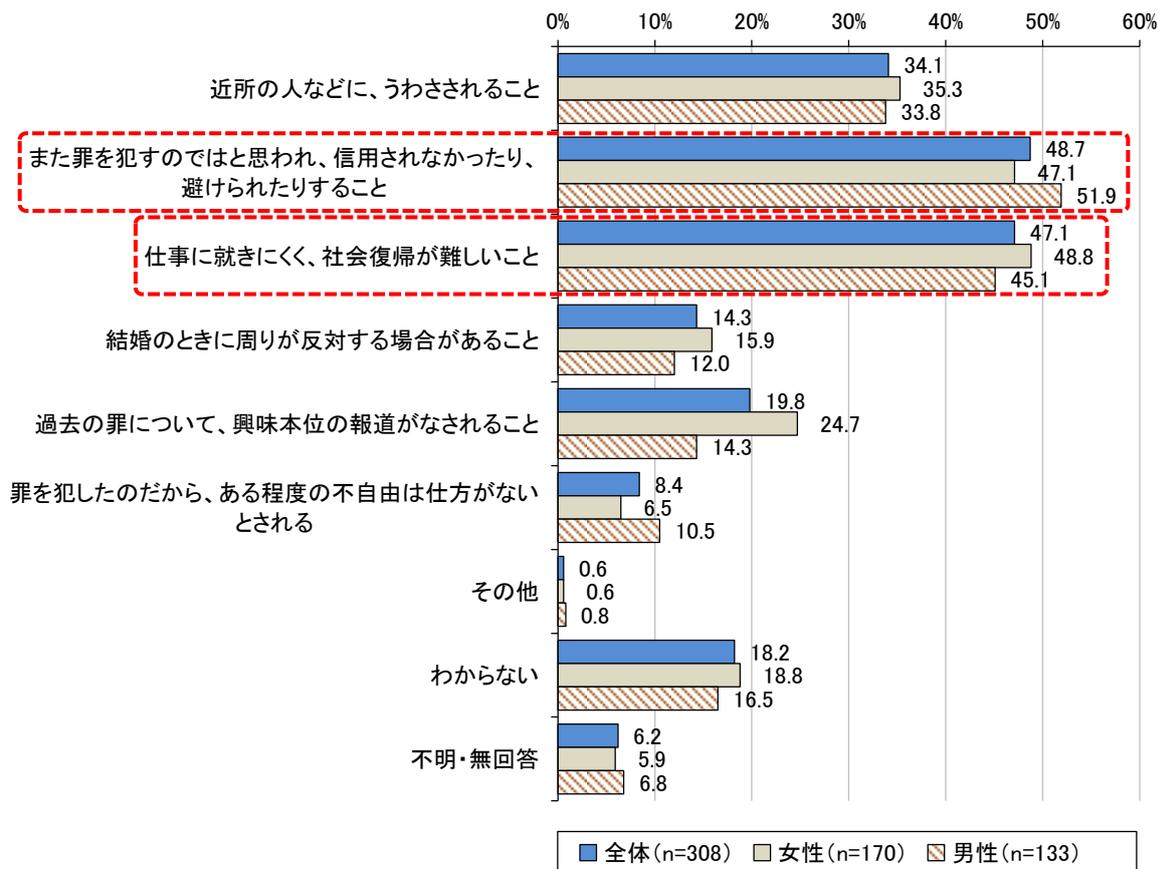


(10) 刑を終えた人の人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

女性では、「仕事に就きにくく、社会復帰が難しいこと」が 48.8%と最も多く、次いで「また罪を犯すのではと思われ、信用されなかったり、避けられたりすること」が 47.1%、「近所の人などに、うわさされること」が 35.3%となっています。

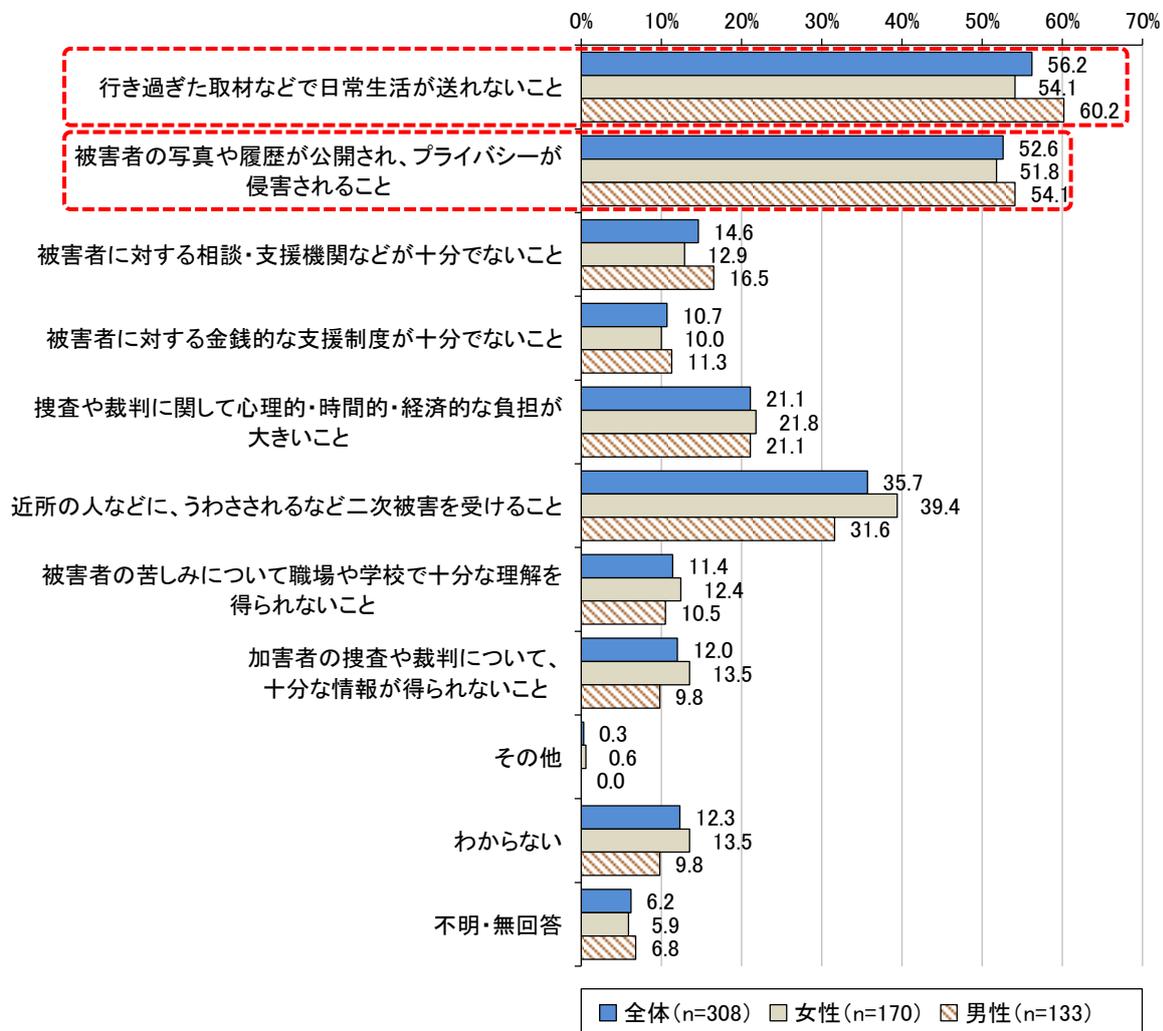
男性では、「また罪を犯すのではと思われ、信用されなかったり、避けられたりすること」が 51.9%と最も多く、次いで「仕事に就きにくく、社会復帰が難しいこと」が 45.1%、「近所の人などに、うわさされること」が 33.8%となっています。

「過去の罪について、興味本位の報道がなされること」では、女性が 24.7%に対して男性が 14.3%と、10.4ポイント女性が上回っています。



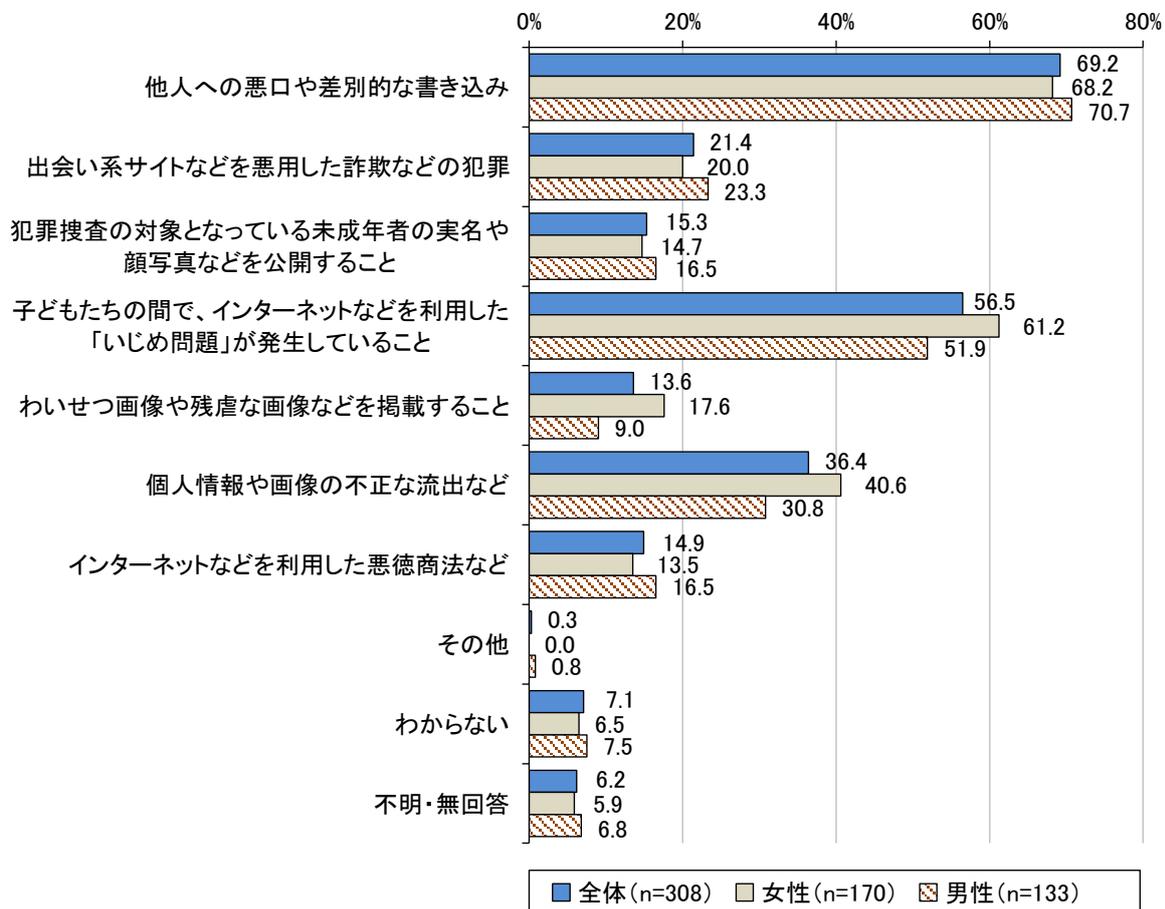
(11) 犯罪の被害にあった人とその家族の人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「行き過ぎた取材などで日常生活が送れないこと」が最も多く、次いで「被害者の写真や履歴が公開され、プライバシーが侵害されること」「近所の人などに、うわさされるなど二次被害を受けること」となっています。



(12) インターネットやSNSでの書き込みなど、情報化社会における人権に関することから、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

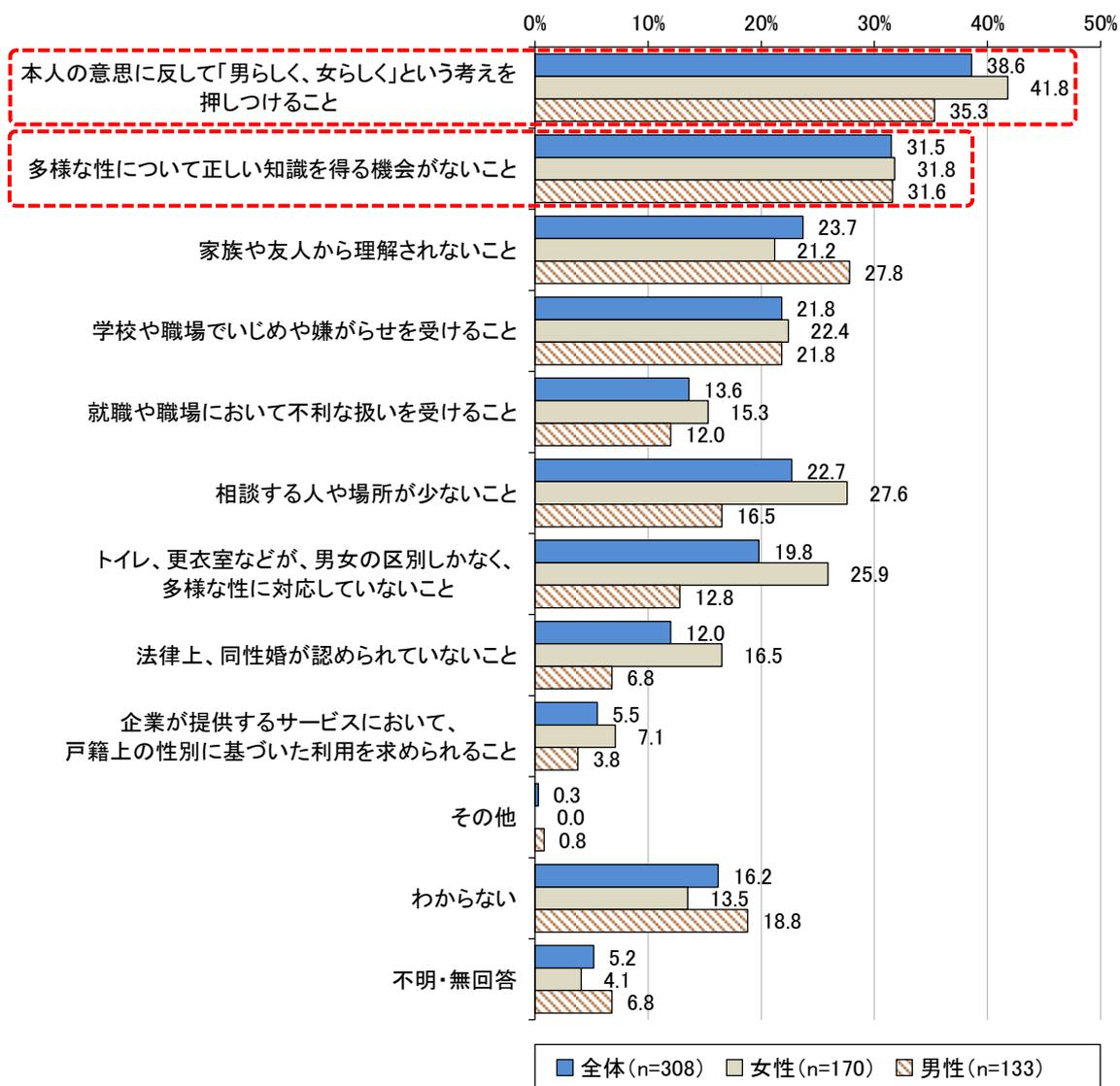
男女ともに、「他人への悪口や差別的な書き込み」が最も多く、次いで「子どもたちの間で、インターネットなどを利用した『いじめ問題』が発生していること」「個人情報や画像の不正な流出など」となっています。



(13) 多様な性に関することがらで、特に問題だと思うことは何ですか。(複数回答)

男女ともに、「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」が最も多く、次いで「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」となっています。

「トイレ、更衣室などが、男女の区別がなく、多様な性に対応していないこと」では、女性が25.9%に対して男性が12.8%と、13.1ポイント女性が上回っています。また、「相談する人や場所が少ないこと」では、女性が27.6%に対して男性が16.5%と、11.1ポイント女性が上回っています。



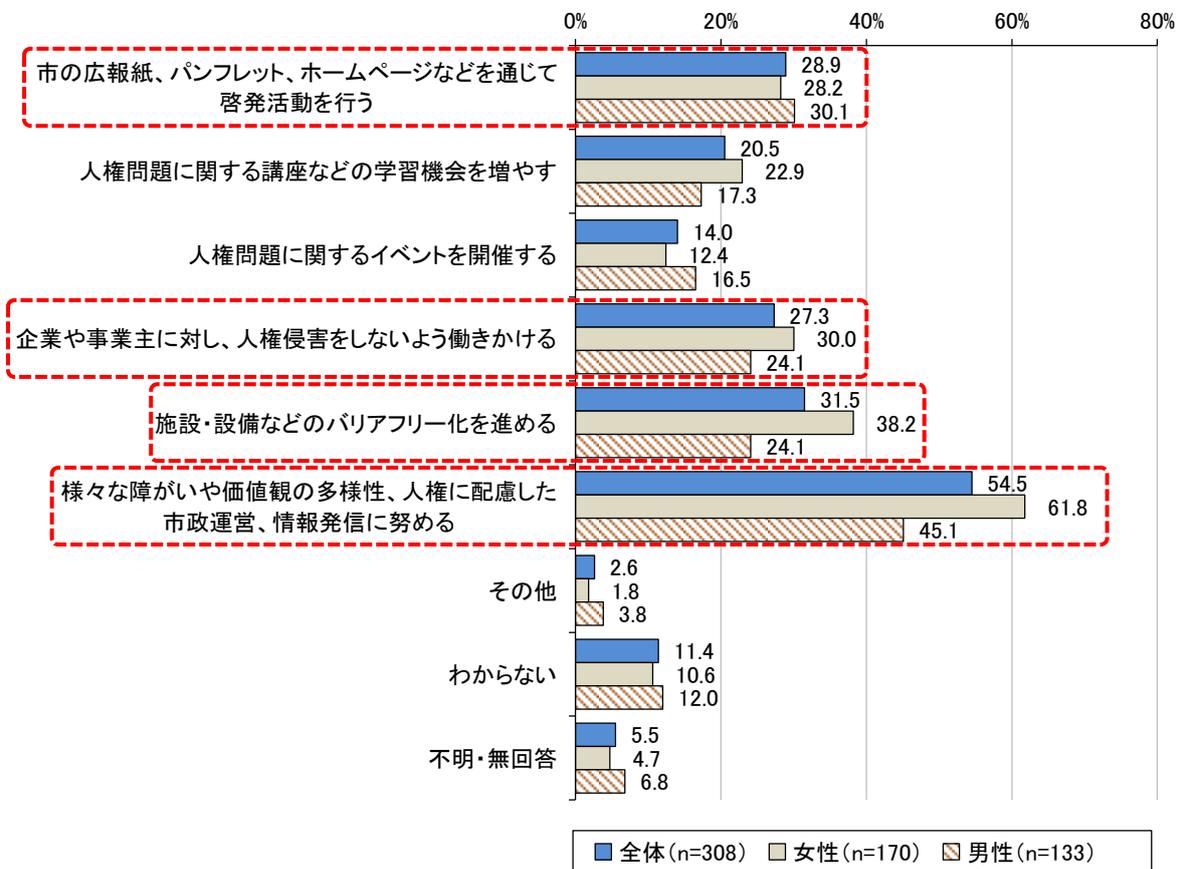
(14) 人権が尊重される社会の実現に向け、今後市が特に力を入れるべきだと思うものをお答えください。(複数回答)

男女ともに、「様々な障がいや価値観の多様性、人権に配慮した市政運営、情報発信に努める」が最も多くなっています。

女性では、次いで「施設・設備などのバリアフリー化を進める」が 38.2%、「企業や事業主に対し、人権侵害をしないよう働きかける」が 30.0%となっています。

男性では、次いで「市の広報紙、パンフレット、ホームページなどを通じて啓発活動を行う」が 30.1%、「企業や事業主に対し、人権侵害をしないよう働きかける」「施設・設備などのバリアフリー化を進める」がそれぞれ 24.1%となっています。

「様々な障がいや価値観の多様性、人権に配慮した市政運営、情報発信に努める」では、女性が 61.8%に対して男性が 45.1%と、16.7ポイント女性が上回っています。また、「施設・設備などのバリアフリー化を進める」では、女性が 38.2%に対して男性が 24.1%と、14.1ポイント女性が上回っています。



## 4 事業所調査概要

### (1) 調査の目的

本調査は、「本計画」及び「第4次有田市男女共同参画プラン」を策定するにあたり、事業所の皆様へ人権や男女共同参画に関するお考えをお聞きし、そのご意見を本市の人権尊重・男女共同参画への取組に反映させるために、調査を実施しました。

### (2) 調査の対象・期間・方法・回収状況

調査対象／有田市内に所在する事業所から抽出

調査期間／令和4（2022）年2月10日～2月28日まで

調査方法／郵送による配布・回収

回収状況／配布数：105通／回収数：45通（回収率42.9%）

### (3) 調査結果の見方・留意点

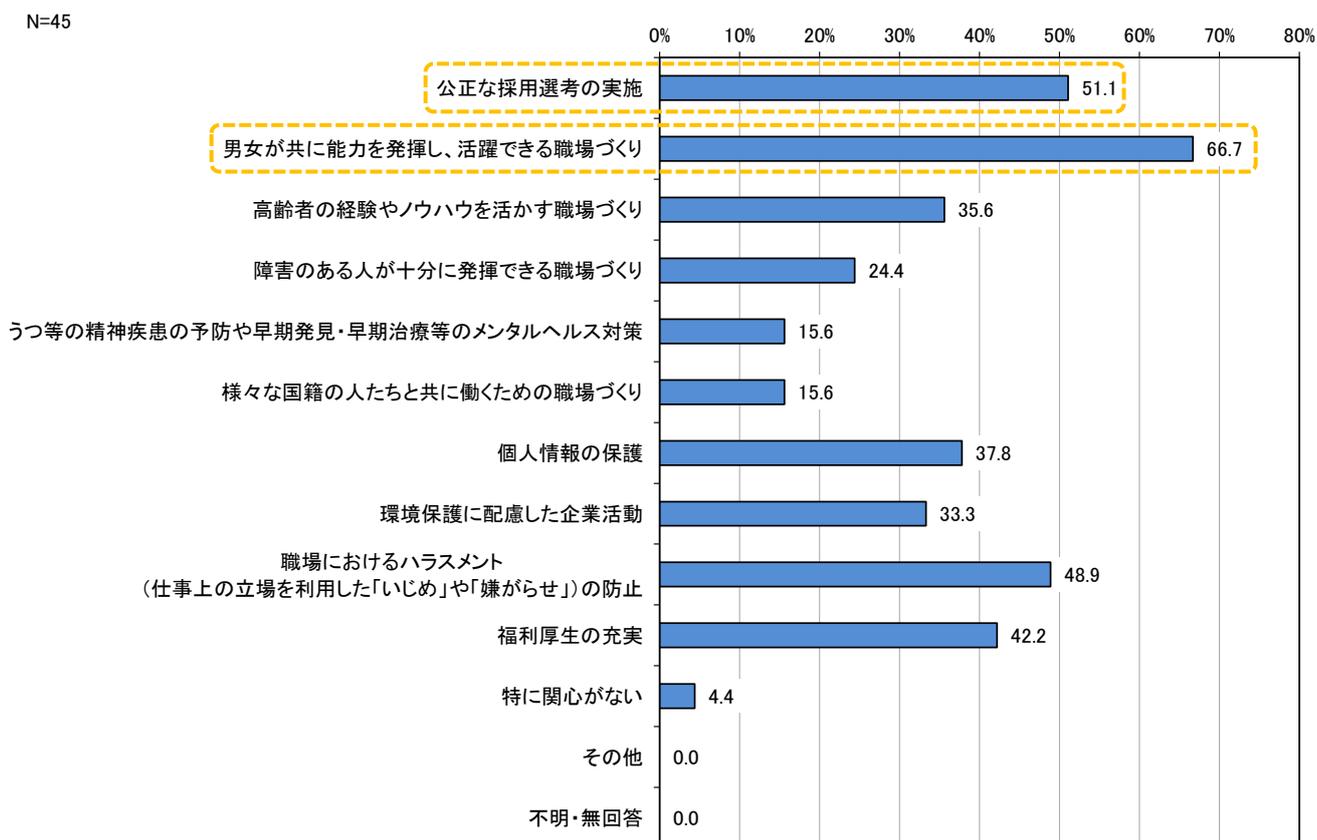
- ◆グラフ及び表のn数（number of case）は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。属性が不明・無回答の人がいるため、n数の合計は必ずしも総回収数の45とはなりません。
- ◆回答結果は、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。小数第2位を四捨五入しているため、単数回答（選択肢から1つを選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◆複数回答（選択肢から2つ以上を選ぶ方式）の設問の場合も、有効標本数に対して、それぞれの回答の占める割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◆図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◆設問や選択肢の文言は、簡略化している場合があります。

## 5 人権尊重について

回答の多い項目（上位2項目程度）について、黄枠で囲んでいます。

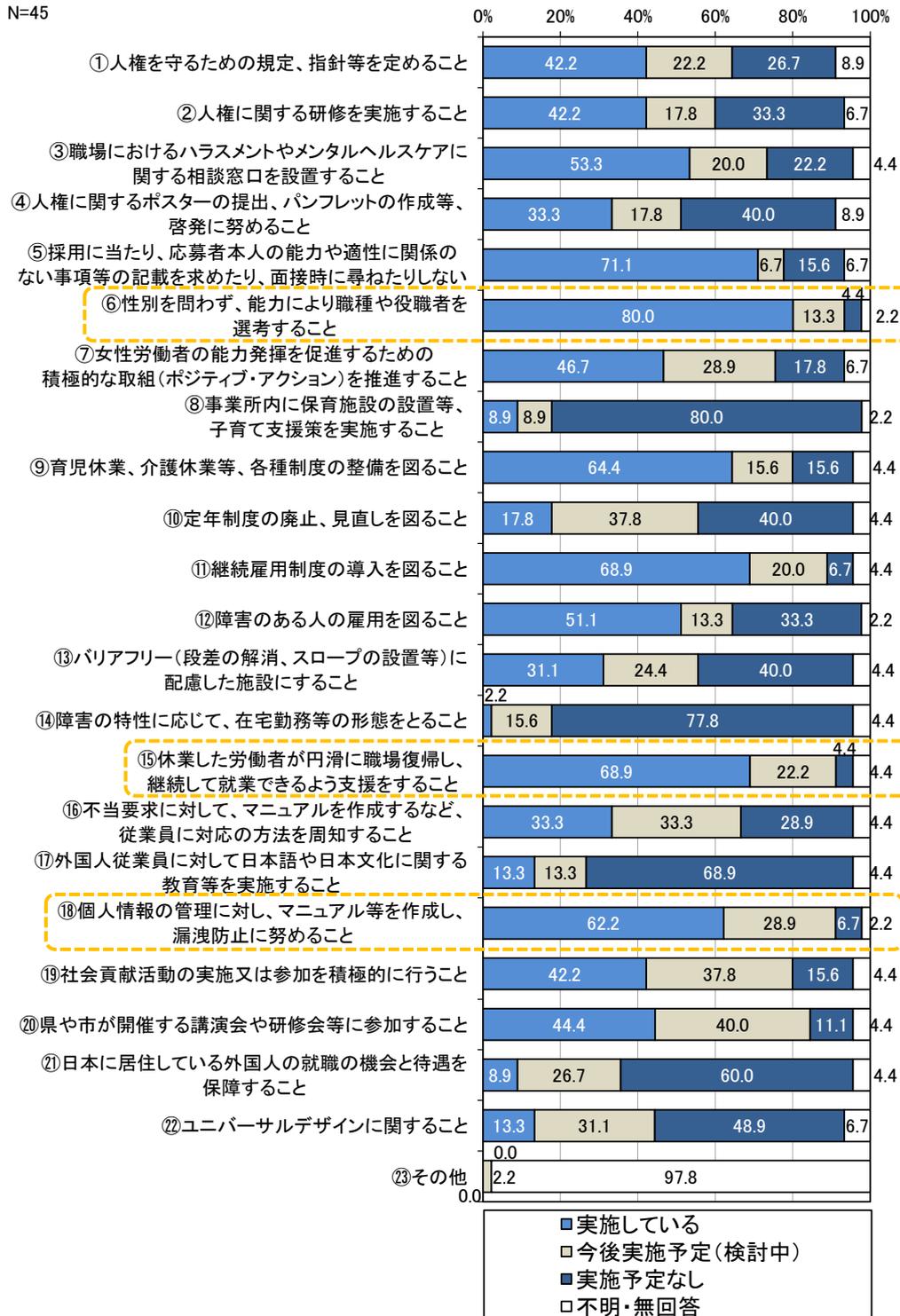
(1) 人権に関することからで、特に関心があることはどのようなことですか。（複数回答）

人権に関することからで、貴事業所において特に関心があることについてみると、「男女が共に能力を発揮し、活躍できる職場づくり」が66.7%と最も多く、次いで「公正な採用選考の実施」が51.1%、「職場におけるハラスメント（仕事上の立場を利用した「いじめ」や「嫌がらせ」）の防止」が48.9%となっています。



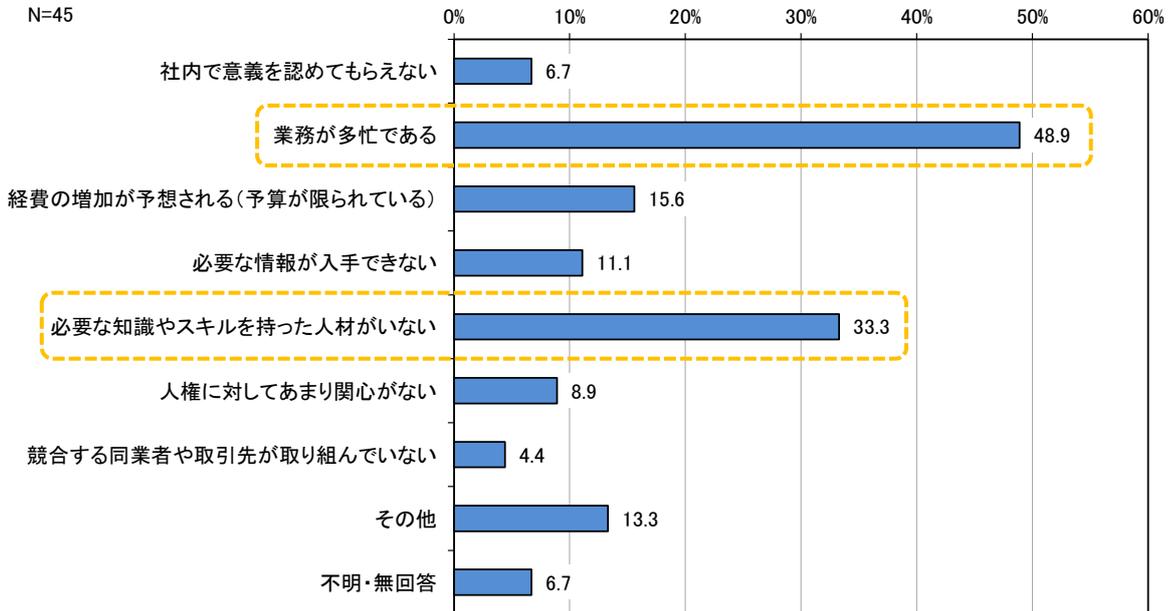
(2) 人権に関する取組の中で取り組んでいることはありますか。また、今後実施予定（検討中を含む）はありますか。（単数回答）

人権に関する取組の中で取り組んでいることについてみると、「実施している」と「今後実施予定（検討中）」の合計では、[⑥性別を問わず、能力により職種や役職者を選考すること]が93.3%と最も多く、次いで[⑮休業した労働者が円滑に職場復帰し、継続して就業できるよう支援をすること][⑱個人情報の管理に対し、マニュアル等を作成し、漏洩防止に努めること]が91.1%となっています。



(3) 人権に関する取組を進めるうえでの問題点は何ですか。(複数回答)

人権に関する取組を進めるうえでの問題点についてみると、「業務が多忙である」が 48.9%と最も多く、次いで「必要な知識やスキルを持った人材がない」が 33.3%、「経費の増加が予想される(予算が限られている)」が 15.6%となっています。



## 6 前回計画の取組状況

### 1 人権施策の推進

#### 《取組状況》

##### (1) 人権教育・啓発の推進

- 新規採用職員向けに人権や男女共同参画に関する研修を毎年実施しているほか、人権尊重委員・人権擁護委員・市職員などに対し、各種研修を通じて人権に関する啓発を行ったり、県作成の人権学習パンフレットを活用した教職員研修を行ったりすることで、人権教育に取り組んだ。
- 市の広報紙やリーフレットを全戸配布することで、人権意識高揚のための情報を発信した。また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じながら、「人権啓発市民の集い」「人権尊重地区別学習会」(8自治会)を開催したほか、市内事業所に対する企業訪問啓発や、小中学生に対する人権啓発標語の募集を実施し、人権意識の高揚に取り組んだ。

##### (2) 相談・支援体制の推進

- 広報紙を通じて、「人権擁護委員の日」や毎月1回開催している人権相談などの情報発信に取り組んだ。
- 人権尊重委員、人権擁護委員、地方法務局、県などの関係機関との情報共有を図りながら、相談者の支援体制の充実を図った。

#### 《今後強化が必要な取組》

- ◇コロナ禍もあり、事業所向けの講座等、直接の場での人権啓発活動ができなかった事業もあるため、開催方法等も検討しながら、継続して人権意識の高揚に向けた取組を展開していくことが重要。
- ◇保育所職員への研修について、勤務の都合等によりすべての職員が受講できる状況にないため、未受講者に対し「人権感覚を育てようプログラム(和歌山県人権啓発センター)」の受講を継続して促進していく必要がある。

## 2 分野別施策の推進

### 「取組状況」

#### (1) 女性の人権

- 広報紙に、「女性の人権ホットライン」強化週間や「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載し、女性の人権に関する意識高揚を図った。
- 関係各課が取組を進め、市職員幹部への女性職員の登用を推進したほか、各種審議会委員における女性の参画を促進した。
- 「有田市特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの意識浸透に取り組んだ。

#### (2) 子どもの人権

- 広報紙に全国一斉「子ども人権 110 番」強化週間に関する記事を掲載し、子どもの人権に関する意識高揚を図った。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室などと連携して、児童虐待やいじめ、不登校等の相談・支援体制の充実を図っている。
- 健康課で作成した「子育て応援ブック」を通じて、虐待に関する周知啓発を行った。

#### (3) 高齢者の人権

- サロンや体操教室で悪質商法や特殊詐欺被害防止のミニ講座を開催している。また、市民からの相談は警察へつなげている。
- 成年後見制度の内容や相談窓口を周知するとともに、制度の利用を支援している。
- 認知症に関する相談は認知症初期集中支援チーム員会議やもの忘れ外来へつなげている。また、もの忘れ外来と連携し、情報を共有、希望者に支援を行っている。

#### (4) 障がいのある人の人権

- 「障害を理由とする差別を解消するための有田市職員対応要領」に基づき、職員として適切な対応をするよう周知を行っている。また、発達障害の特性を理解し、日常場面での配慮等について学ぶことを目的とした職員研修を実施した。
- 学校教育の中で、特別支援学級と通常学級の児童生徒が共に学び合う活動の充実を図っている。また、たちばな支援学校在籍児童生徒との交流や社会福祉協議会などと連携した車いす体験などの取組を推進している。

#### (5) 同和問題

- 広報紙に同和運動推進月間に関する記事を掲載し、同和問題について意識高揚を図った。
- 人権尊重委員、人権擁護委員、地方法務局、県などの関係機関と連携を図りながら、同和問題に関する相談者の支援体制の充実を図った。

#### (6) 外国人の人権

- 相談窓口を多言語で明記したクリアファイル作成し、周知に取り組んだ。
- ホームページは多言語化に対応できている。また、各課単位で「やさしい日本語」のリーフレットなどを設置している。

#### (7) 様々な人権

- 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷を防止する記事を市の広報紙に複数回掲載したり、啓発用リーフレットを作成して全戸配布したりして、人権意識の高揚を図った。

- 人権尊重地区別学習会（動画配信）にて「インターネットと人権」についての講演動画を YouTube 配信するとともに、令和3年度からインターネット上に人権侵害の書き込みがないか、パトロールを開始した。

#### 《今後強化が必要な取組》

##### (1) 女性の人権

- ◇女性の参画が十分でない審議会・委員会もあり、さらなる女性参画の促進が必要。
- ◇DVの根絶に向けた体制の整備事業では、十分に事業展開できなかったため、今後は他の自治体の事例も参考にしながら推進する必要がある。

##### (2) 子どもの人権

- ◇「子育て応援ブック」は手渡しで保護者に様々な情報を伝えているが、タイムリーな更新が困難である。保護者がリアルタイムで容易にアクセスできる手法も考える必要がある。

##### (3) 高齢者の人権

- ◇広報紙で人権相談や同和問題などの記事は掲載したものの、高齢者に特化した記事は掲載できなかったため、情報発信に取り組んでいく必要がある。
- ◇成年後見制度のさらなる利用促進に向け、中核機関の整備や関係機関・部署（庁内）との連携が必要。

##### (4) 障がいのある人の人権

- ◇広報紙などで十分に啓発することができなかったため、障がいのある人の人権に関する情報を発信していく必要がある。
- ◇公共施設等において、階段の手すりや、車いす用のスロープなどを設置しているが、障がい者専用駐車スペースの設置ができていない会館があるため、設置していく必要がある。

##### (5) 同和問題

- ◇同和問題について差別意識が残っていると感じている人が一定数みられることから、引き続き同和問題に関する正しい知識の普及啓発が必要。市民、市職員、事業所等に対する啓発を実施しており、継続して取り組むことが重要。

##### (6) 外国人の人権

- ◇外国人の人権に特化した啓発が十分にできていないため、情報発信に取り組んでいく必要がある。
- ◇公共施設をはじめ、多くの施設等で多言語化の表示ができていないため、事例研究に取り組み、実施方法を検討する必要がある。

##### (7) 様々な人権

- ◇刑を終えた人の人権に特化した啓発が十分にできていないため、情報発信に取り組んでいく必要がある。
- ◇犯罪の被害者やその家族の人権に特化した啓発が十分にできていないため、情報発信に取り組んでいく必要がある。
- ◇性的マイノリティに対する正しい理解を啓発する機会を求める意見もあり、性的マイノリティの人権に関する情報発信に取り組んでいく必要がある。

## 7 有田市ミライ Café

### (1) 有田市ミライ Café（市民ワークショップ）の概要

人権尊重の推進について広く市民の意見を聴くため、「みんなが笑顔になれるまちをめざして」をテーマに位置づけ、市民参加型のワークショップを実施しました。

#### 有田市ミライ Café～みんなが笑顔になれるまちをめざして～

##### ①参加者

- 学生
- 有田市人権尊重委員
- 有田市男女共同参画推進懇話会委員
- 有田市役所の若手職員

##### ②ワークショップ

リラックスした雰囲気の中で様々な方と自由に意見交換していただくため、「ワールドカフェ方式」でワークショップを実施しました。その中で、いただいた意見を本計画に反映させるため、下記のキーワードでポイントを絞って話し合いをしていただきました。

##### 【キーワード】

- 1) 有田市の男女・人権を取り巻く環境で、“良いところ” “良くしたいところ”
- 2) 男女や年齢、障がい、国籍等に関わらず誰もが自分らしく生きられる  
“理想の有田市の姿”

#### ■ワークショップのテーマ及び開催実績

開催日時	参加者数	場所	テーマ
令和4年 8月19日（金） 13：30～15：30	24名	有田市消防本部 5階 多目的会議室	「みんなが笑顔になれるまちをめざして」 上記のテーマで課題やできることについて、自由に語り合っていました。

### (2) ワークショップの全体像

#### ■ワークショップの主な意見（※一部掲載）

- 「浜のうたせ」「えみくる」など、年齢に関わらず誰もが足を踏み入れやすい場がある
- 人と人の距離が近く、相談しやすい環境がとれている
- 子育てしやすい
- 地域のつながりが強い
- 古いジェンダー観が強く残っている
- デジタル化が進む中で、コンピューターを使えない人も出てくる
- 互いの違いを認め合い、自分や他人の良さを共有できるまちになってほしい
- 有田市には個性豊かな人が多いので、その人たちの個性をつなぎ、取り組める事業が増え、まち全体が活性化してほしい
- 一人ひとりが自分の居場所を持つことができれば、それを拠点に安心、安定した暮らしができるようになる

#### ■ワークショップの様子



## 8 現状と課題の分析

調査結果から、本計画の策定に向けた課題を示します。

### 【人権施策全般】

人権意識のさらなる高揚に向けた取組が必要 ➡ 参照：P6（1）、P28（3）

人権に関心がある人（「とても関心がある」と「少し関心がある」の合計）の割合が約8割と高くなっています。また、「今の有田市では、人権は十分守られている」の肯定的意見が男女共に4割を超えています。

一方で、「今の有田市では、人権を守る教育・啓発活動が十分行われている」「5年前と比べて、有田市民の人権意識は高くなっている」の肯定的意見が男女とも3割を下回っており、人権意識の高揚に向けた一層の教育・啓発に継続して取り組む必要があります。

また、事業所では人権に関する取組を進めるうえで「必要な知識やスキルを持った人材がない」が多くなっていることから、人権啓発に関する知識やスキルの普及が重要です。

相談しやすい環境の整備・企業や学校と連携した人権啓発が必要

➡ 参照：P7（3）、P8（4）

人権を侵害されたことがない人が5割を超えている一方で、人権を侵害されたという人が一定数みられます。

侵害の内容については、「あらぬうわさ、悪口、かげ口など」「暴力、暴言、脅迫、強要など」「職場でのいじめや無視、不当な扱いなど」「学校でのいじめや無視など」が多くなっています。解決に向けた相談・支援体制の充実に継続して取り組むとともに、企業や学校等と連携し、人権啓発を充実する必要があります。

悩みを抱え込む人を見逃さない取組が必要 ➡ 参照：P9（5）（6）

自分が人権侵害を受けた際に、「何もしないで、がまんをした」人が約6割となっています。また、自分のまわりで人権侵害にあっている人を見かけた際に、「何もしなかった」人が約4割となっています。

人権侵害を受けた際に、そのことを抱え込んでしまっている人がいるということが伺えます。一人で抱え込まないように声をかけあえる地域づくりを推進することが重要です。

また、市が実施している人権擁護委員による人権相談を「知らない」という人が6割を超えており、相談窓口等の広報を強化する必要があります。

### 【分野別の人権施策】

女性の人権に対する意識のさらなる高揚が必要 ➡ 参照：P10（1）

女性の人権に関することからで特に問題だと思う項目について、どの項目も他の分野より回答が少なくなっています。不明・無回答の人の中に、関心が低い人や理解が十分でない人が潜在化している可能性があります。

誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、女性の人権に関する問題に対して他人事とならないよう、現状や課題について理解を促進するための情報発信をしていくことが重要です。

## いじめ・虐待の防止、インターネットの書き込み等に対する対策 ➡ 参照：P11（2）

子どもや青少年の人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「仲間同士の暴力や無視などのいじめ」「保護者の暴力や育児放棄などの虐待」が多くなっており、学校等での人権教育や、保護者に対する人権啓発の推進、いじめ等を受けている子どもへの相談・支援体制の充実を継続して取り組むことが重要です。また、「インターネットの書き込みで攻撃されること」が全体で第3位となっており、家庭や学校と連携し、インターネットの適切な利用の促進やリテラシー能力の養成を図る必要があります。

「家事や家族の世話などを大人に代わって日常的に行っている子どもがいること」の割合は2割を下回っていて、近年問題となっているヤングケアラーに対する問題意識は他の項目よりもやや低くなっていますが、本市でもヤングケアラーが潜在化している可能性があるため、問題に関する理解を促進する啓発が重要です。

## 高齢者の消費者被害の予防、介護・福祉サービスの充実 ➡ 参照：P12～13（3）

高齢者の人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「悪質商法などの消費者被害が多いこと」が一番に挙げられています。悪質商法などは年々巧妙化しており、事例の共有も含め、より一層の警告・啓発が重要です。

また、「介護や福祉サービスが十分でないこと」「病院や施設などで虐待を受けること」を指摘する意見も多くなっています。20～30歳代を中心とした若い世代から幅広く関心や問題意識が強くなっていることが伺えます。介護・福祉サービスのさらなる充実や、高齢者に対する虐待防止の取組も重要だと考えられます。

## 障がいのある人に対する就労・就労継続支援、障がいについての理解の促進

### ➡ 参照：P14（4）

障がいのある人の人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「仕事に就く機会や職種が限られていること」が多くなっています。障がいのある人の就労へ向けた支援、就労後も安心して働き続けることができるような支援や職場等での理解の促進が重要です。

また、「避けられたり、からかわれたりすること」を指摘する意見も多くなっており、障がいのある人に対する偏見が存在していることが伺えます。障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らすことができるよう、インクルーシブ教育をはじめ、地域社会全体で理解を促進していくことが重要です。

## 同和問題に対する理解の促進 ➡ 参照：P15（5）、P16（6）

同和問題に対する差別意識が残っているという人が一定数みられます。

同和問題に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「結婚のときに周りが反対する場合があること」が多くなっています。また、「家を借りたり購入したりするときに、同和地区を気にする人がいること」を挙げる人も多くなっています。

依然として同和問題に関する偏見や差別意識が残っており、継続して差別意識の解消に向けた啓発を充実することが重要です。

## 外国人の生活習慣への理解の促進、外国語による情報発信の充実 ➡ 参照：P17（7）

外国人の人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「外国人の生活習慣や宗教・文化への理解や認識が十分でないこと」が多くなっています。また、「外国語による情報が少ないため、十分なサービスを受けることができないこと」を挙げる人も多くなっています。

国籍等に関わらず、本市で暮らすすべての人が安心して暮らせるよう、お互いの文化的な違いを認めあうといった多文化共生の実現に向け、文化や風習への理解の促進、外国人を排除しない情報発信のあり方を検討する必要があります。

## 病気や病人、感染者に対する正しい理解の普及啓発 ➡ 参照：P18（8）、P19（9）

感染症や難病の人の人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「病気についての社会の理解や認識が十分でないこと」「本人や家族が好奇や偏見の目で見られる場合があること」が多くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する人権に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「感染者についてのうわさや誹謗中傷」が多くなっています。

病気になったとしても、そのことで周囲から傷つけられることがないように、正しい理解の普及啓発に取り組む必要があります。

## 情報化社会における人権擁護のさらなる充実が必要 ➡ 参照：P7（2）

特に関心がある人権のことからについて、男女共に「インターネットでの書き込みなど、情報化社会における人権」が約5割となっています。インターネットを通じた誹謗中傷によって追いつめられる事例が社会問題となっており、本市でもインターネットを通じた誹謗中傷等から人々を守り、安心して暮らせる社会を維持することが課題となっています。

子どもから大人まで、誰もがインターネットを適切に活用できるよう、今後も継続して教育・啓発を充実する必要があります。

## 多様な性に対する理解を深める機会の充実 ➡ 参照：P23（13）

多様な性に関することからで特に問題だと思ふ項目について、「本人の意思に反して『男らしく、女らしく』という考えを押しつけること」や「多様な性について正しい知識を得る機会がないこと」が多くなっています。

多様な生き方を認めあうことや、そのための知識を得ることが必要だと考える人が多いことから、正しい知識の普及啓発に取り組む必要があります。

## ニーズの高い分野に対する取組のさらなる充実 ➡ 参照：P24（14）

人権が尊重される社会の実現に向け、今後市が特に力を入れるべきことについて、上位に上がった「様々な障がいや価値観の多様性、人権に配慮した市政運営、情報発信」「施設・設備などのバリアフリー化」「市の広報紙等を通じた啓発活動」「企業や事業主に対する人権侵害を防止する働きかけ」などは人権施策を推進していくうえで不可欠であり、市民の意見を踏まえた取組を進めていくことが重要となっています。

# 第3章 計画の基本となる考え方

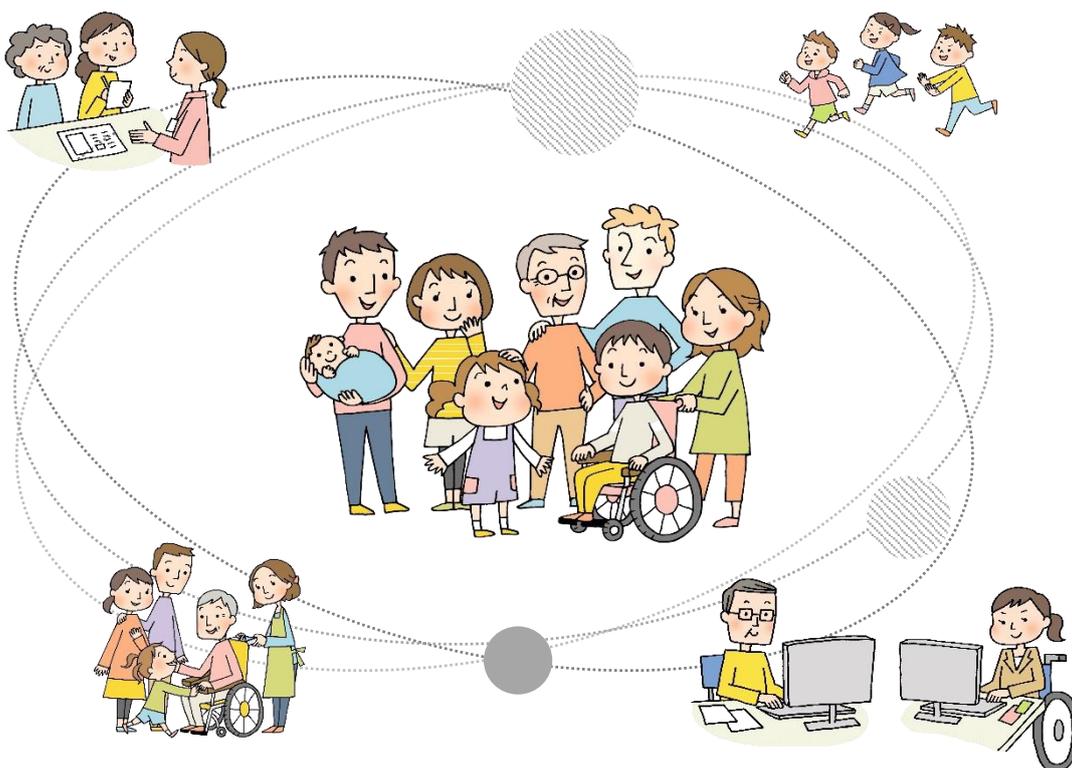
## 1 基本理念

### すべての人が、自分らしく輝いて暮らせる 活力あふれる明るいまちづくり

本市では将来都市像「人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ ～みんなが躍動する Active Arida～」のもと、本市で暮らすすべての人の人権が尊重され、尊厳を持ち、個性と能力を発揮して心豊かに暮らせるまちづくりを推進してきました。本計画においても、継続して一人ひとりの人権が尊重され、尊厳を持って安心して暮らせる有田市の実現が不可欠となっています。

一方で、市民意識調査の結果では、今の有田市で十分人権が守られていると肯定的に考える人が4割を超えているものの、平成28(2016)年の調査時よりもやや減少しているため、さらなる人権意識の高揚が必要です。また、インターネットを通じた誹謗中傷への対策や多様な性に関する学習機会の充実、感染症等に対する正しい理解の促進といった取組も重要です。

このような状況から、本計画では、これまで以上に多様な主体と連携し、一人ひとりが尊厳を持ち、心豊かに暮らせるまちづくりの深化・推進を図るものとし、基本理念を第1次計画から継承し、「すべての人が、自分らしく輝いて暮らせる 活力あふれる明るいまちづくり」とします。



## 2 計画の基本的視点

一人ひとりの人権が尊重され、安心できるまちを実現するためには、市民と行政が一体となって、家庭、学校、地域社会などあらゆる場における人権教育・人権啓発を推進するとともに、人権に関する様々な分野の取組を積極的に推進していく必要があります。

本計画では、基本理念のもと、3つの基本的な視点に基づいて人権施策を総合的かつ効果的に実施します。

---

### 基本的視点 1 人権を尊重する意識づくり

人権侵害は、人々の意識にある固定観念や偏見などに起因することが多いため、こうした固定観念や偏見などを取り除き、一人ひとりが人権問題を誰かのことではなく、自分のこととして受け止め、人権感覚を磨くことが重要です。本市では、生涯を通じた教育・啓発等を通じて、市民一人ひとりの固定観念や偏見をなくし、「心のバリアフリー」を促進することで、誰もが自分らしく暮らせる有田市の実現をめざします。

---

### 基本的視点 2 多様性を認めあうまちづくり

人権は、誰もが生まれながらにして持っている、人間の尊厳に基づく固有の権利で、生活のあらゆる場面で尊重されなければなりません。性別や障がいの有無、国籍などによって、あるいは、制度や慣行などを理由として、差別的な取扱いを受けることのないよう、市民一人ひとりの個性と人格を尊重し、共に支えあい、多様性を認めあうまちづくりを推進します。

---

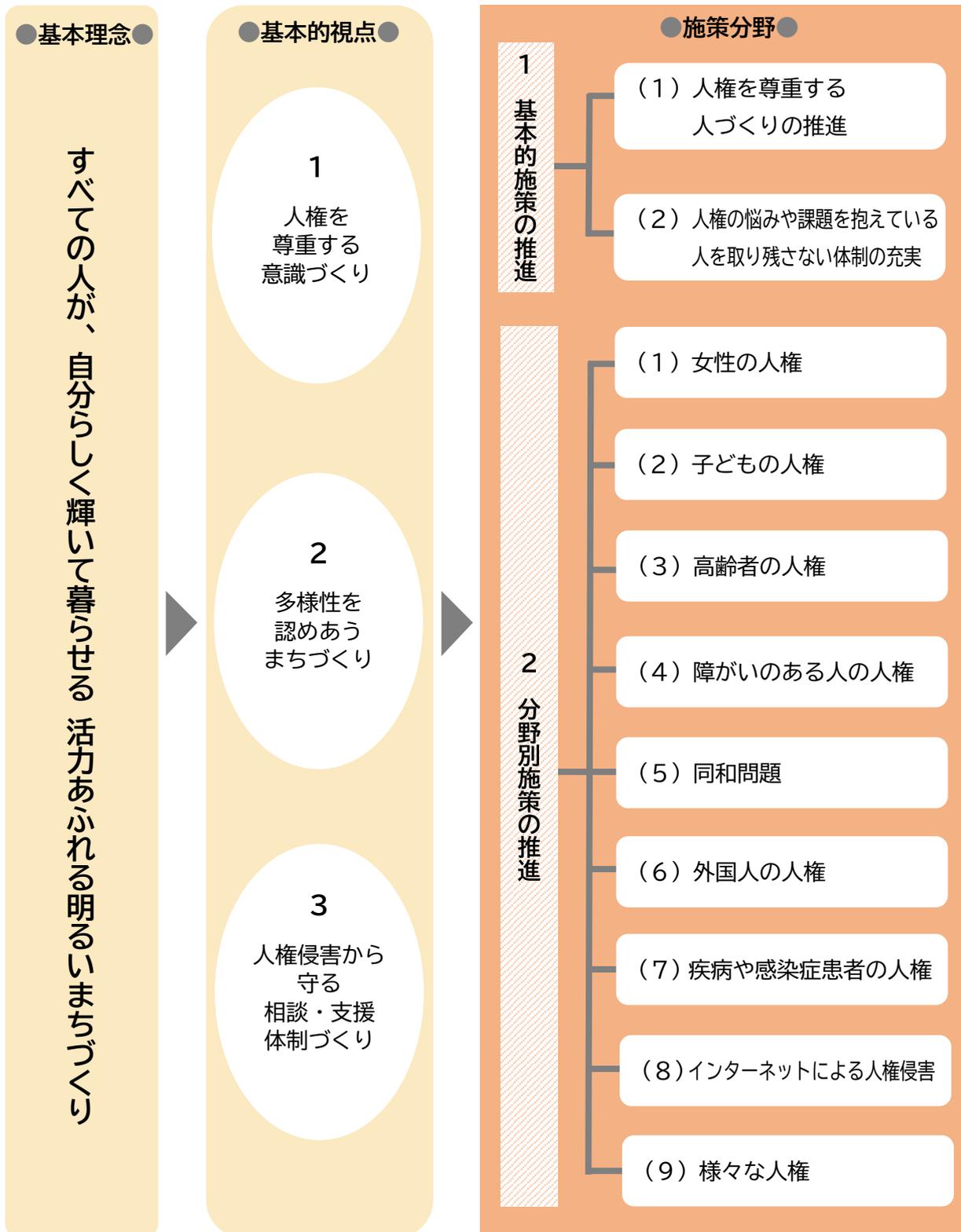
### 基本的視点 3 人権侵害から守る相談・支援体制づくり

市民が人権問題に直面したときに、一人で悩みを抱え込まず、いつでも安心して相談できるようにするためには、誰もが相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の周知を図ることが重要です。インターネットの普及に伴い、SNS等を通じたいじめや誹謗中傷への問題意識が高くなっているほか、新型コロナウイルス感染症の感染者や家族に対する誹謗中傷等、人権に関わる問題がより複雑化しており、人権侵害を受けている人が悩みを抱えたまま孤立しない体制が必要です。本市では、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関・団体や地域社会、事業者、学校等との連携のもと、相談・支援体制の充実を図り、様々な制度や専門的な助言、支援等によって問題の早期解決に取り組みます。

---

### 3 計画の体系

本市における人権施策の総合的かつ効果的な実施に向けて、基本理念を実現するための視点と施策を次の通りとします。



## 第4章 計画の内容

### Ⅰ 基本的施策の推進

#### (1) 人権を尊重する人づくりの推進

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利であって、すべての人に平等でなければならないものです。

市民意識調査の結果によると、「今の有田市では、人権を守る教育・啓発活動が十分に行われていると思うか」という質問に対し、肯定的意見（「そう思う」と「まあ、そう思う」の合計）は女性で26.5%、男性で24.8%と、いずれも3割を下回っています。

このため、市民の人権課題に対する関心と理解を深めるための教育・啓発活動を家庭・地域社会・学校・職場などあらゆる場面において展開し、人権尊重のまちづくりを推進します。

#### ① 市職員・教職員などに対する人権教育・研修の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
1	定期的な職員研修の実施	市職員や教職員、人権尊重委員、人権擁護委員などに対し、人権意識高揚のための研修を計画的・定期的を実施します。	総務課 市民課 教育総務課

#### ② 家庭・地域社会・職場における人権教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
3	家庭や地域社会、事業所などに対する人権意識高揚のための情報発信	「人権啓発市民の集い」「まちづくり出前講座」や、小学校の保護者向けの「保護者学級」などの機会を通じて、市民の人権意識の高揚に取り組みます。 また、事業所等と連携しながら、人権を考える強調月間や事業所向け講座の機会などを利用して、人権啓発活動を継続します。	市民課 生涯学習課 産業振興課

○ワークショップで出た意見……

「助けを必要とされる人に協力できる」「周りの人たちに情報を発信できる」

イベント等を発信するだけでなく、どういう人権尊重の取組ができるかということも発信することで、地域社会での支え合いやつながりづくりの促進が期待されます。



### ③ 保育所や教育機関における人権教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
4	保育所、学校等における人権意識啓発の教育の推進	保育所、学校等の活動全体を通じ、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」に取り組みます。 また、小・中学校においては、人権教育全体計画及び人権年間指導計画に基づき、高い人権意識を持った人材の育成に取り組みます。	教育総務課 福祉課

#### (2) 人権の悩みや課題を抱えている人を取り残さない体制の充実

市民意識調査の結果によると、人権を侵害されたときの対応として、「何もしないで、がまんした」と答えた人は女性で53.7%、男性で64.3%と、男女共に5割を超えています。

市民が気軽に相談することができ、適切かつ必要な支援を早期に受けられることができるよう、相談窓口の周知と早期相談を呼びかけるとともに、関係機関・団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

#### ① 人権相談窓口の整備と関係機関・団体との連携強化

番号	施策	内容	主な推進主体
5	人権相談窓口の周知と利用促進の啓発	広報紙等を通じて、「人権擁護委員の日」や毎月1回開催している人権相談などの情報発信に取り組みます。 秘密保持に配慮するとともに、相談しやすい雰囲気づくりに取り組みます。	市民課
6	人権尊重委員会を中心とした関係機関・団体との情報共有の推進	個人情報の保護に配慮しつつ、人権尊重委員会や地方自治局、和歌山県などの関係機関・団体との情報共有を進め、相談・支援体制の充実を図ります。	市民課

#### ② 人権侵害にあった人の支援体制の整備

番号	施策	内容	主な推進主体
7	人権侵害等の相談があった人に対する支援活動の推進	人権侵害等の相談があった人に対し、人権尊重委員会や和歌山県などの関係機関・団体と連携して、相談者に寄り添った支援活動を行います。	市民課

○ワークショップで出た意見……

「人と人の関係が近く相談しやすい環境が取れている」

地域社会全体で相談・支援体制を整備するとともに、相談を受けたときにつなぐ先の機関・団体等を広く発信することで、身近な地域社会での相談から専門的な相談・支援につなげるといった連携の促進が期待されます。



## 2 分野別施策の推進

### (1) 女性の人権

「男女共同参画社会基本法」では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、あらゆる分野での推進が求められています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域社会等、様々な場面で根強く残っています。また、法制度上では女性の人権を守る様々な動きがあるものの、DVやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等、女性の人権に関する重大な問題は依然として存在しています。

このため、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を行うとともに、あらゆる分野における女性の参画拡大を図り、男女が共に社会のあらゆる場面で活躍できる環境づくりを進めます。

#### ① 男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識を解消するための取組

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
8	保育所、学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進	保育所、学校等において、男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、固定的な性別役割分担が行われていないかの検証と、その解消に向けた取組を進めます。	教育総務課 福祉課

#### ② 女性の登用にに向けたポジティブ・アクションの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
9	市職員幹部、各種審議会委員等への女性の参画促進	「有田市特定事業主行動計画」に基づき、市職員幹部への女性職員の登用を継続して推進するとともに、各種審議会委員等への女性の参画を促進します。 さらなる参画の促進に向け、丁寧な説明や情報提供の充実を図ります。	総務課 関係各課
10	市内の事業所等におけるポジティブ・アクションの推進	和歌山労働局や和歌山県などの関係団体との連携を図るとともに、ポジティブ・アクションの推進に向け、事業所等への情報提供を継続して行います。	産業振興課

### ③ 就業における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの促進

番号	施策	内容	主な推進主体
11	市職員の有給休暇、育児休業、介護休業等の取得の促進	「有田市特定事業主行動計画」に基づき、市職員の有給休暇、育児休業、介護休業等の取得を促進します。	総務課
12	「有田市特定事業主行動計画」の推進	「有田市特定事業主行動計画」を着実に推進することにより、市における男女共同参画の推進と市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	総務課
13	事業所等に対する「一般事業主行動計画」策定に向けた働きかけの推進	商工会議所と連携しながら、市内の事業所等に対し「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定に向けた啓発と情報提供を行います。	産業振興課

### ④ DVに関する相談・支援体制の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
14	親しい男女間の暴力（DV）の根絶へ向けた相談・支援体制の整備	県の「男女共同参画センターりいびる」など関係機関・団体と連携し、DVに関する相談・支援体制の整備や研修会の開催に取り組みます。	市民課 福祉相談室

### ⑤ 男女共同参画の視点に基づく防災減災体制の整備

番号	施策	内容	主な推進主体
15	自主防災組織における男女共同参画の促進	地域社会での講演会等を通じて、自主防災組織等に対し、女性の参画などを推進するよう働きかけます。	防災安全課
16	女性の視点に立った防災減災体制の整備	避難所の設備・備蓄品や運営方法などについて女性の視点に立った検証・見直しを行い、男女共に安心して過ごせる避難所の整備や、避難所運営における男女共同参画の推進に取り組みます。	防災安全課

○ワークショップで出た意見……

「古いジェンダー観が強く残っている」

「男性・女性のどちらもが発言できる場が欲しい」

依然として男女の役割分担意識が残っており、あらゆる機会を通じて改善していくことが重要です。また、まちづくりの様々な分野において、特定の人々から意見を聞くのではなく、多様性に配慮した参画を促進していく必要があります。



## (2) 子どもの人権

児童の権利に関する条約が掲げる4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）は、すべての子どもに保障されなければなりません。

しかしながら、児童虐待やいじめ等、子どもの権利を侵害する行為は後を絶ちません。また、近年は、子どもの貧困やヤングケアラーの問題等が深刻な社会問題となっています。

市民意識調査の結果においても、子どもや青少年の人権に関することがらで、特に問題だと思ふこととして、「仲間同士の暴力や無視などのいじめ」「保護者からの暴力や育児放棄などの虐待」「インターネットの書き込みで攻撃されること」と回答した人が多くなっています。

このため、子どもの発達段階に合わせた人権教育を推進するとともに、家庭・学校・地域社会と連携し、子どもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組を進めます。

### ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
17	子どもの人権110番等の周知・啓発	市の広報紙、就学前児童のいる世帯に全戸配布する子育て情報紙「みらい」や学校教育などを通じ、子どもの人権110番や189番（児童相談所全国共通ダイヤル）について、児童・生徒・保護者や市民に周知・啓発を行います。 また、「子どもの人権SOSミニレター」を各学校で配布するなど、学校や関係機関と連携し、子どもの人権侵害問題への早期対応を図ります。 最新の情報を届けるため、アクセスしやすい情報提供手法を研究します。	福祉相談室 教育総務課

### ② 子育て支援策の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
18	各種子育て支援策の適正な遂行	「有田市子ども・子育て支援事業計画」などにに基づき、各種子育て支援策を適正に遂行するとともに、支援策のさらなる充実を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備に取り組めます。	福祉課

### ③ 児童虐待やいじめの防止と相談・支援体制の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
19	相談窓口の周知	幼稚園、保育所、学校や、児童・生徒、保護者などに対し、家庭児童青少年相談室や教育委員会、県の相談窓口などについて周知に取り組みます。	福祉課 福祉相談室 教育総務課
20	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会を核として関係機関・団体と連携し、児童虐待に対する支援体制や会議等の充実に取り組みます。	福祉相談室
21	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携による相談・支援体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室などと連携し、児童虐待やいじめの相談・支援体制の充実に取り組みます。	教育総務課
22	いじめの加害者に対するカウンセリング・相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどと連携し、いじめの加害者に対するカウンセリングや相談体制の充実に取り組みます。	教育総務課

○ワークショップで出た意見……

「子育ても地域社会の方と連携しながら、有田市を活性化させる」

「地域社会の子どもたちの見守り、育成（自分ができること）」

子どもたちの人権を守るには、子どもだけでなく保護者を含めた世帯全体、さらには地域社会全体に対する取組が重要です。



### (3) 高齢者の人権

本市においても高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者等、社会的な支援を必要とする高齢者が増加しています。

また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺等の犯罪のほか、高齢者への虐待や孤独死等も社会問題となっています。

市民意識調査の結果では、高齢者の人権に関することから、特に問題だと思ふこととして、「悪質商法などの消費者被害が多いこと」と回答した人が最も多く、次いで「仕事に就く機会が少なく生活が難しくなること」「介護や福祉サービスが十分でないこと」となっています。

このため、高齢者が健康状態や年齢に関わらず社会を構成する一員として尊重され、生きがいを持って生活できるよう、高齢者福祉の一層の推進を図るとともに、権利擁護や健康づくり等に取り組みます。

#### ① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課

#### ② 高齢者の権利擁護の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
23	高齢者の相談・支援体制の充実とその周知・啓発	地域住民や市役所庁内（以下、「庁内」という。）各部署、関係機関・団体等との連携を強化し、高齢者の権利を侵害するような行為の把握と、それに対する相談・支援体制の充実に取り組みます。また、高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターについて、周知・啓発するよう取り組みます。	高齢介護課
24	消費者被害に対する啓発・相談支援	高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺などについて、市の広報紙やホームページ、啓発物の配布を通じて注意喚起を行うとともに、各地域のサロンや体操教室で啓発活動を行うなど、消費者被害の未然防止に向けた取組を強化します。 また、専用ダイヤルによる相談など、相談・支援体制の充実を図ります。	高齢介護課 産業振興課
25	成年後見制度の啓発推進	成年後見制度について、制度の内容や相談窓口の周知を図ります。 また、成年後見制度の利用促進に向け、中核機関の整備や関係機関・部署との連携を進めます。	高齢介護課

番号	施策	内容	主な推進主体
26	認知症に関する正しい理解の普及促進	認知症に関する正しい知識と対処法の普及促進のため、市職員や市民に対する情報提供を行うとともに、有田市社会福祉協議会と連携して認知症サポーターを養成します。 また、認知症カフェの開催を支援します。	総務課 高齢介護課

### ③ 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
27	高齢者の生きがいづくり	高齢者の就業機会の確保のため、有田市シルバー人材センターと連携を図るとともに、ハローワークなどの求人情報を提供します。 生涯学習、文化・スポーツ活動をはじめ、様々な体験や学習を通してやりがいや生きがいを見つけ、心身が健康でいきいきと生活できるよう、各課及び市内関係機関と連携をとり、活動機会の提供を図ります。 また、長年培った知識や経験、技能を活かした指導者として活動する機会や場を提供します。	高齢介護課 産業振興課 生涯学習課
28	高齢者の健康づくり	高齢者の健康寿命を延ばすため、各種健康診断、健康教室、健康講座などを実施し、受診や参加をしやすい環境づくりに取り組みます。	健康推進課 保険年金課
29	高齢者健康相談窓口の利用促進	有田市社会福祉協議会と連携し、「ものわすれ相談」などを実施するとともに、その利用促進に向けた周知・啓発に取り組みます。 また、相談内容を認知症初期集中支援チーム員会議やもの忘れ外来へつなぎ、情報を共有するとともに、支援希望者に対応していきます。	高齢介護課

#### ④ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
30	公共施設、公営住宅、公共交通、市道等のバリアフリー化等の推進	公共施設、公営住宅、公共交通、市道等のバリアフリー未整備部分について、計画的・継続的に整備を推進します。 また、学校施設の新設や改修、都市公園や都市計画道路の設計・施工にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行います。	施設を管理する各課
31	災害時における高齢者対策の充実	民生委員や自主防災組織との連携を強化し、一人暮らしの高齢者などに対する、災害時における支援策の充実に取り組みます。	防災安全課 高齢介護課 福祉課

○ワークショップで出た意見……

「**地区では高齢者の方が積極的（老人会）**」

「**年齢に関係なく集まれる場所がほしい**」

地域社会の中で高齢者の居場所づくりが進んでいます。こうした既にある居場所・拠点を活用し、高齢者だけでなく、様々な年齢層が交流できる居場所・拠点として充実することで、年齢を超えてつながりをつくり、理解を深めていくことが重要です。



#### (4) 障がいのある人の人権

「障害者基本法」では、すべての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念のもとに、お互いに人格と個性を尊重しあう共生社会の実現が目的としてうたわれています。

しかしながら、現実には障がいのある人への偏見や、障がいを理由とする不当な差別的取扱い等による自立や社会参加の制約、障がいのある人に対する虐待等、様々な問題が存在しています。

市民意識調査の結果においても、障がいのある人の人権に関することがらで、特に問題だと思ふこととして、「仕事に就く機会や職種が限られていること」と回答した人が最も多く、次いで「避けられたり、からかわれたりすること」となっています。

障がいを理由とする差別の解消を目的として制定された「障害者差別解消法」を踏まえ、障がいの有無に関わらず、誰もが分けへだてられることなく、お互いを尊重し合いながら暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を推進します。

##### ① 障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
32	障がいのある人に対する理解を深めるための研修参加等の促進	障がいのある人の実情や合理的配慮の提供の仕方を学ぶため、県の「あいサポート運動」の啓発や、「あいサポーター研修」への市職員や市民の参加を促進します。	福祉課

##### ② 「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
33	「差別の禁止」と「合理的配慮」に関する啓発活動の推進	「障害者差別解消法」に定められた「障がいを理由とする差別の禁止」と「合理的配慮の提供」を遵守するよう、事業所等に対し周知・啓発を行います。 また、市職員に対して「障害を理由とする差別を解消するための有田市職員対応要領」の周知を図るとともに、障がいの特性や必要な配慮等について学ぶための研修を実施します。	総務課 福祉課 産業振興課

③ 障がいのある人に対する虐待の防止と権利擁護の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
34	関係機関・団体と連携した相談体制の推進	市の障害者虐待防止センターを中心に、関係機関・団体と連携し、情報を共有することにより、相談体制を充実させていきます。	福祉課
35	成年後見制度の啓発と相談体制の推進	成年後見制度を周知・啓発するとともに、制度利用に向け、相談体制を充実させていきます。	福祉課

④ スポーツや文化活動など、市民交流の場の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
36	障がいのある人もない人も共に集い、交流できるイベント等の開催	「福祉希望のつどい」など、障がいのある人もない人も共にふれあえる機会を充実させていきます。	福祉課
37	学校教育における障がいのある人との交流の場の設置	学校教育の中で、特別支援学級と通常学級の児童・生徒が共に学びあう活動の充実を図るとともに、特別支援学校との交流や社会福祉協議会などと連携した車いす体験など、障がいのある人との交流や障がいに対する理解につながる取組を推進します。	教育総務課

⑤ 自立と社会参加を通じた生きがいづくりの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
38	適正で円滑な障害福祉サービス等の実施	障がいのある人や障がいのある児童に対する福祉サービスを必要とする人が十分かつ適正に利用できるよう、制度やサービスの内容を周知し、提供していきます。	福祉課
39	障がいのある人の雇用の促進	障がいのある人の採用拡大を図るため、正規職員や会計年度任用職員の採用試験を実施します。 また、事業所等に対する障がいのある人の雇用促進の働きかけや、障がいのある人を雇用した際の助成金制度を周知していきます。 さらに、障がいのある人に対し、「障害者就業・生活支援センター わーくねっと」に関する情報提供を行うとともに、わーくねっとと協力し、就労を希望する障がいのある人への支援を行います。	総務課 産業振興課 福祉課

番号	施策	内容	主な推進主体
40	図書館における障がいのある人に配慮した読書環境の整備	図書館において、音声資料（朗読CD）や大型活字本、点字本などの図書資料の充実のほか、読書や閲覧を支援する機器の設置など、障がいのある人に配慮した読書環境の整備を推進します。	生涯学習課

## ⑥ 障がいのある人の高齢化への対応

番号	施策	内容	主な推進主体
41	庁内の連携強化による切れ目のない福祉サービスの提供	高齢化に伴い、障害福祉制度から介護保険制度へ円滑に移行できるよう、庁内の関係部署や地域包括支援センターなどとの連携を強化し、情報の共有・交換等を密にします。	高齢介護課 福祉課

## ⑦ 障がいのある人に配慮した防災体制の整備

番号	施策	内容	主な推進主体
42	障がいのある人の生活状況の把握と、災害時における個別支援対策の整備	「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿登録者の状況に応じた個別支援計画を策定します。	福祉課 防災安全課
43	福祉避難所の整備と充実	障がいのある人などが安全に安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の整備と、その設備や備品等の充実を図ります。 また、福祉避難所の確保に向け、民間施設との協定締結に向けた協議を進めます。	福祉課 防災安全課

## ⑧ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
30 (再掲)	公共施設、公営住宅、公共交通、市道等のバリアフリー化等の推進	公共施設、公営住宅、公共交通、市道等のバリアフリー未整備部分について、計画的・継続的に整備を推進します。 また、学校施設の新設や改修、都市公園や都市計画道路の設計・施工にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行います。	施設を管理する各課

○ワークショップで出た意見……

「障がいのある人との接点がない」

交流の機会を充実するなど、障がいに関する人々の理解を深めていくことで、障がいを理由とした偏見や差別の解消が期待されます。



## (5) 同和問題

同和問題に関する正しい理解が進む一方で、結婚や就職における差別等、社会の中には今なお差別意識が根強く存在しています。また、インターネット上への差別的な書き込みや、同和問題の解決を阻害するえせ同和行為等は依然として発生しています。

市民意識調査の結果においても、同和問題に関することがらで、特に問題だと思ふこととして、「結婚のときに周りが反対する場合があること」と回答した人が最も多く、次いで「家を借りたり購入したりするとき、同和地区を気にする人がいること」となっています。

このため、今後も継続して同和問題への正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組むとともに、相談・支援体制のさらなる充実を図ります。

### ① 同和問題の解決に向けた教育・啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
44	同和問題の解消に向けた周知・啓発の推進	同和問題についての正しい理解の促進や差別意識の解消のため、市や県などの事業の情報等を市の広報紙やホームページ、会館だよりに掲載するなど、周知・啓発に取り組みます。	市民課

### ② 働く場での人権教育・啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
45	市職員や事業所等に対する正しい理解の促進、及び啓発	率先して市職員が、同和問題に関する正しい知識を身につけることができるよう、計画的・継続的に教育や研修を実施します。また、街頭啓発、企業訪問で事業所等と連携し、職場における同和問題について正しい理解の促進や、差別防止の働きかけを行います。	総務課 市民課 産業振興課

### ③ 相談・支援体制の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
46	関係機関・団体と連携した相談・支援体制の充実	人権尊重委員、人権擁護委員、和歌山県、和歌山地方法務局などの関連機関・団体と連携し、同和問題に関する相談・支援体制の充実を図ります。	市民課

## (6) 外国人の人権

国際化の進展により、本市においても外国の人や文化、情報等に触れる機会が増えてきました。それは、異文化の相互理解・相互交流の促進に寄与する反面、異文化間の摩擦を生み出す側面もあります。

本市に住む外国人の割合は、和歌山県内では比較的高いほうであり、外国人住民の人権擁護と相互理解の促進は、多文化共生社会の実現に向けて重要な課題となります。

このため、異なる国籍・文化的背景を持つ人々の多様な文化や習慣、価値観等に対する市民の理解を深めるとともに、外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、平常時はもとより災害などの緊急時においても必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

### ① 多文化共生への理解促進のための教育・啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
47	市の情報発信の多言語化の推進	市の広報紙やホームページなどにおいて、多言語化を推進するとともに、各課に「やさしい日本語」のリーフレットを配架するなど、市内在住の外国人が行政に関する情報を円滑に入手できるよう推進します。	秘書広報課

### ② 外国人が安心して暮らせる社会づくりの推進

番号	施策	内容	主な推進主体
48	公共施設の表示や標識などの多言語化の推進	外国人が必要な情報を入手できるように、公共施設の様々な表示物や標識等について多言語化を進めます。	施設を管理する各課
49	防災マップや標識等の多言語化など、多言語による防災情報の発信	防災マップや標識等の多言語化を進めるなど、外国人が災害時に必要な情報を日ごろから入手できるように取り組みます。	防災安全課

## (7) 疾病や感染症患者の人権

H I V感染症やハンセン病をはじめ、種々の難病等に関して、未だに病気に関する誤った認識や思い込み等に起因する患者やその家族に対する偏見や差別が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者の特定などといった問題も発生しています。

このような状況を踏まえ、和歌山県では、令和2（2020）年12月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行し、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を禁止し、誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないことやインターネット上に投稿された情報の削除を促すことなどを規定しています。

本市においても、感染症・難病患者等の人権の尊重と差別の解消に向け、感染症等に関する正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発等を行っていきます。

### ① 感染症・難病患者等に関する正しい知識の普及

番号	施策	内容	主な推進主体
50	感染症等に関する正しい知識の普及	新型コロナウイルス感染症やH I V感染症、ハンセン病などの難病に関して、誤った認識や思い込み等に起因する患者やその家族に対する偏見・差別を解消するため、市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布等を通じて、正しい知識の普及と理解を深める啓発を推進します。	市民課 健康推進課
51	学校等教育機関における正しい知識の教育	思春期教育などの機会を通じ、性感染症やH I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染症などに対する正しい予防法や知識の普及により、感染症の発生予防と患者に対する偏見の解消を図ります。 また、保健師による思春期教室や命の授業などの出前授業を実施し、理解促進を図ります。	教育総務課 健康推進課

### ② 感染症等に関する相談や支援体制の充実

番号	施策	内容	主な推進主体
52	感染症患者への相談・支援	感染症や難病等の病気を抱えている人が地域社会で安心して生活や療養ができるよう保健所や関係機関と連携し、適切な相談・支援の充実に取り組みます。	健康推進課

## (8) インターネットによる人権侵害

インターネットやスマートフォン等の普及は、私たちの生活に多くの利便性をもたらし、今や欠かすことのできない社会基盤となっています。一方で、匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害する行為は後を絶たず、SNS上での特定の個人に対する誹謗中傷等は深刻な社会問題となっています。

また、スマートフォンを持つ子どもの増加に伴い、子どもが被害者にも加害者にもなり、トラブルに巻き込まれる事案も多数発生しています。

市民意識調査の結果においても、インターネットやSNSでの書き込みなど、情報化社会における人権に関することがらで、特に問題だと思うこととして、「他人への悪口や差別的な書き込み」「子どもたちの間で、インターネットなどを利用した『いじめ問題』が発生していること」と回答した人が多くなっています。

このため、インターネット利用における個人のプライバシー等の保護、情報の発信・受信、情報収集に伴う責任やモラル等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

### ① デジタル機器の活用、インターネット、SNSなどによる人権侵害を防止するための取組の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
53	広報紙やホームページ等を通じた啓発の推進	広報紙、市のホームページなどを通じ、インターネットやSNSなどを利用する際の注意事項や、被害にあった場合の相談先の情報などを積極的に発信します。	市民課
54	学校における情報モラル教育の充実と啓発の推進	道徳や総合的な学習の時間を通じ、情報モラル教育の充実を図るとともに、児童・生徒や保護者向けの講演会の実施、パンフレットの配布などにより啓発を行います。	教育総務課
55	インターネットにおける人権侵害の実態把握	個人に対する誹謗中傷や差別的な書き込みなど、インターネット上における人権侵害の実態把握のため、パトロールを実施します。	市民課
56	情報を発信する際の配慮	広く市民に情報を周知する際、デジタル・ディバイドに配慮しながら、ICTを活用した発信を取り入れるなど、効果的な発信に取り組みます。	秘書広報課 総務課
57	ICTリテラシーの向上	ICT（電子メール、インターネット等）を活用した情報入手等に慣れていない人に向けて、利用方法に関する情報発信を充実するとともに、気軽に学べるICT講習会やICTに関する講座を実施します。	総務課

○ワークショップで出た意見……

「デジタルが進むことでコンピューターを使える人と使えない人で差がでてくる」インターネットやパソコンなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差（デジタル・ディバイド）を懸念する意見があります。パソコンやインターネットの利用に不慣れな人々への配慮が重要です。



## (9) 様々な人権

人権課題は様々な分野に及びます。その中で、これまで本計画で取り上げてきた分野別施策に加え、特に重要と考える様々な人権分野についても、その課題解消に向けた取組を推進します。

また、その他の様々な人権課題や、今後、新たに発生するかもしれない人権課題に関しては、それぞれの実情に応じて素早い対策が講じられるよう、継続的な情報収集のもとに、状況に応じた迅速な対応を行い、市民一人ひとりがあらゆる人権に配慮していけるよう取り組みます。

### ① 刑を終えた人の人権に関する啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
58	関係機関・団体と連携した相談・支援体制の充実	和歌山県人権啓発センター等と連携し、人権相談などを通じた相談・支援に取り組みます。	市民課

### ② 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発活動の推進

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
58 (再掲)	関係機関・団体と連携した相談・支援体制の充実	和歌山県人権啓発センター等と連携し、人権相談などを通じた相談・支援に取り組みます。	市民課

③ 性的マイノリティに対する理解促進と相談体制の整備

番号	施策	内容	主な推進主体
2 (再掲)	広報紙やホームページなどを通じた人権意識高揚のための情報発信	市の広報紙やホームページ、リーフレットの配布などを通じて、人権意識高揚のための様々な情報を、計画的に発信していきます。	市民課
59	学校教育を通じた啓発活動の推進	性的マイノリティに対する理解の促進と、偏見の解消について、人権教育等を通じて教育を行います。	教育総務課
60	様々な機会を活用した性的マイノリティに対する理解の促進	講演会やイベントの開催、リーフレットの配布等を通じ、性的マイノリティに対する理解促進と偏見の解消へ向けた啓発を推進するとともに、和歌山県男女共同参画センター等と連携し、相談体制の充実に取り組みます。	市民課

④ その他の人権課題の解消へ向けた推進体制の整備

番号	施策	内容	主な推進主体
61	その他、あらゆる人権課題に対する情報収集と相談・支援体制の充実	施策分野に含まれない人権課題や、新たに発生した人権課題について、迅速な対応ができるように、日ごろから情報収集、研修会等への参加に取り組むとともに、庁内各課での情報共有と、的確な相談・支援ができるよう、庁内の連携強化に取り組みます。	市民課

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内の推進体制

本計画を円滑かつ着実に実行し、あらゆる分野にまたがる人権課題の解消を進めるためには、庁内の各部署・各機関が相互に連携した全庁的な取組が必要です。

このため、本市の人権施策に関する全庁的な組織である有田市人権施策推進本部が中心となり、各部署間の連携・調整を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

### (2) 関係機関・関係団体との連携

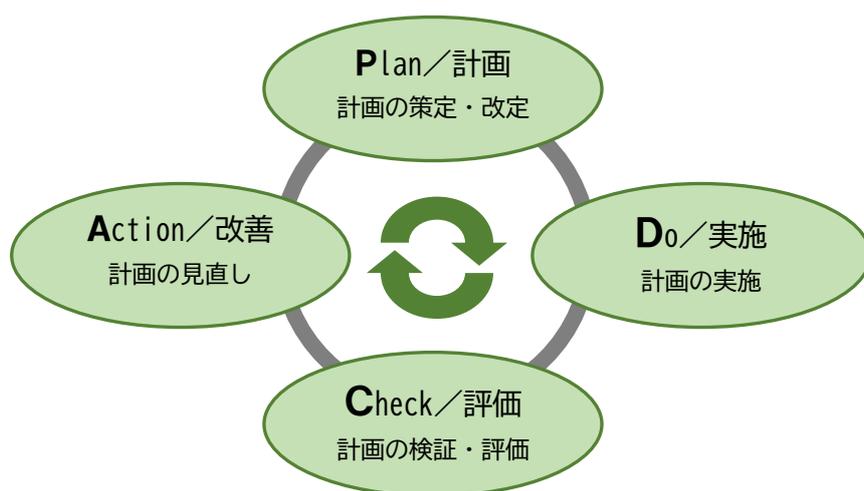
人権課題は一市町村の取組だけでは解決できない部分が多々あります。

このため本計画の推進にあたっては、国・県をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制の維持・強化を図りつつ、各施策の円滑かつ着実な推進に取り組みます。

また、市内の事業所やボランティア団体などの自発的な人権推進活動を支援するとともに、それらの企業・団体との相互協力体制により、市民の人権意識向上に向けた取組を推進します。

## 2 計画の進捗管理と評価

本計画はP D C Aサイクルに基づき、毎年度、担当課が中心となって各施策の進捗状況を評価・再検討し、次年度の取組に反映させます。また、有田市人権尊重委員会の意見具申なども反映させて、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行います。



# 資料編

## I 用語解説

### あ行

#### ICT

情報通信技術（Information & Communication Technology）の略。「IT」（Information Technology）もほぼ同義として用いられているものの、国際的にはICTの方が広く使われている。

#### 一般事業主行動計画

「女性活躍推進法」で従業員 101 人以上の事業所に策定が義務づけられた（従業員 100 人以下の事業者は努力義務）、女性の活躍を推進するための行動計画のこと。

#### インクルーシブ教育

障がいのある人が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもとで、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

#### HIV

Human Immunodeficiency Virus の略。日本語では、ヒト免疫不全ウイルスといわれ、人の免疫細胞に感染するウイルスのこと。HIVが細胞の中で増殖し、様々な病気を発症した状態をエイズ（AIDS：Acquired Immuno-Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）という。

#### SNS

「Social Networking Service」の略。インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのことをいう。

#### えせ同和行為

「同和問題は怖い問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖をつけて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為のこと。

### か行

#### 合理的配慮

障がいのある人から、障壁となっているもの・こと・状況等を解消してほしいとの意思表示があった場

合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。例えば、車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すことなどがあげられる。

#### 心のバリアフリー

人同士の理解の妨げになっている固定観念や偏見などを取り除くこと。

### さ行

#### 参画

ものごとの計画段階から主体的に関わること。

#### ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

#### 情報モラル教育

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を養う教育のこと。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピューター等の情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどの内容となっている。

#### 人権

人が生まれながらに持っている権利のこと。「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」（平成 11(1999)年 人権擁護推進審議会答申）等と定義されている。

#### スクールカウンセラー

学校で、児童や生徒の悩み事などを聞き、精神的なケアやサポートを行う人のこと。

#### スクールソーシャルワーカー

学校で、児童や生徒の悩み事などを聞き、様々な福祉制度などを活用して問題解決へ導く人のこと。

## 性的マイノリティ

性のあり方や性的指向が多数派とは異なる人のこと。同性愛、両性愛、性同一性障がい等を含む。性的少数者ともいう。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人に代わり、成年後見人等選ばれた人が財産の管理や契約、遺産分割の協議等を支援したり、不利益な契約を結ばないように保護する制度。

## セクシュアル・ハラスメント

相手の気持ちに反した性的ないやがらせのこと。身体への不必要な接触や性的な発言、不快な環境等があげられる。特に職場で問題になることが多いことから、男女雇用機会均等法で事業主の防止義務が規定されている。

## た行

### 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認めあい、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 (1999) 年 6 月 23 日に公布、施行された法律。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

### DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等、親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力等、様々な形で身近に存在する。

### 適応指導教室

市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用

意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

## デジタル・ディバイド

情報通信技術 (ICT) (特にインターネット) の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指し、通常「情報格差」と訳される。

## 特定事業主行動計画

「女性活躍推進法」で国や地方公共団体等 (特定事業主) に策定が義務づけられた、女性の活躍を推進するための行動計画のこと。

## な行

### 認知症

脳の病気や障がい等、様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態のこと。

### 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする人のこと。

## は行

### バリアフリー

道路の段差等、障がいのある人や高齢者にとって社会生活を送るうえで障壁 (バリア) となるものを取り除くこと。またはそれらを取り除いた状態のこと。広い意味では、偏見や差別、無理解、情報入手の難しさ等もバリアに含めることがある。

### ハンセン病

らい菌という抗酸菌によって生じる慢性の感染症のこと。主に皮膚、末梢神経を侵し、眼、鼻・のど・口などの粘膜、一部の内臓にも病変が生じる。明治 6 (1873) 年に菌を発見した医師ハンセンにちなんで、ハンセン病という病名が用いられている。

### 法定雇用率

事業主が雇用しなければならない、障がいのある人の (常時雇用されている労働者に占める) 割合。「障害者雇用促進法」に定められていて、令和 3 (2021) 年 3 月 1 日現在で、民間企業 (従業員 43.5 人以上が対象) は 2.3% 以上、国・地方公共団体は 2.6% 以上、都道府県等の教育委員会は 2.5% 以上に当たる数の障がいのある人を雇用する義務がある。

## ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会の対等な構成員として、様々な分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施する取組。ただし、男女の実質的な機会の平等をめざすものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではないので、単に女性だからという理由だけで女性を「優遇」するという取組ではない。

## ま行

### マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのこと。解雇や雇い止めといった不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含む。

## や行

### やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。平成7（1995）年に起こった阪神・淡路大震災で、外国人被災者が日本語を理解できず必要な情報を受け取ることができなかったため、考案された。

### ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

### ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

## ら行

### リテラシー能力

「読み書きの能力」を意味する言葉だが、「情報を適切に理解、解釈して活用する能力」という意味で用いられる。

### 隣保館

市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、文化の振興と社会福祉等の増進に寄与し、同和問題の速やかな解決を図るために設置された施設。

## わ行

### ワークショップ

本来は「作業場」「仕事場」を意味する言葉だが、参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学

習、研究集会等を指して使われる。地域社会の様々な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題を協力して解決したり、各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく手法のこと。

## ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域生活等においても、多様な生き方が選択・実現できることをいう。

## 2 計画策定の経緯

年月日		実施内容
令和3 (2021) 年	10月13日(水)	第1回 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 (1) 策定に係る概要について (2) 市民意識調査について (3) その他
	12月1日(水) ～12月18日(土)	「有田市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和4 (2022) 年	2月10日(木) ～2月28日(月)	「有田市人権・男女共同参画に関する事業所意識調査」実施
	3月7日(月)	第2回 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 (1) 市民意識調査の結果について (2) その他
	7月26日(火)	第3回 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 (1) 第4次有田市男女共同参画プラン骨子案について (2) 第2次有田市人権施策推進行動計画骨子案について (3) 今後の策定スケジュールについて (4) その他
	8月19日(金)	有田市ミライ Café(市民ワークショップ)開催 テーマ「みんなが笑顔になれるまちをめざして」
令和5 (2023) 年	11月18日(金)	第4回 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 (1) 市民ワークショップの結果について (2) 第2次有田市人権施策推進行動計画の計画素案について (3) 第4次有田市男女共同参画プランの計画素案について (4) 今後の策定スケジュールについて (5) その他
	1月16日(月) ～1月27日(金)	パブリックコメントの実施
	2月13日(月)	第5回 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第2次有田市人権施策推進行動計画の最終案について (3) 第4次有田市男女共同参画プランの最終案について (4) その他

### 3 人権尊重に関わる法律

#### (1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

##### （目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

##### （基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

##### （国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

##### （基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

##### （年次報告）

第八条 府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

##### （財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

##### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

##### （見直し）

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする

## 4 有田市人権施策推進本部設置要綱

令和3年6月25日有田市訓令第43号

### (設置)

第1条 本市における人権に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するため、有田市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市における人権施策の推進のための計画の策定に関すること。
- (2) 人権に関する施策について、総合的に企画、調整すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長、副本部長は教育長をもってそれぞれ充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、必要があれば本部長が指名する者を加えることができる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 推進本部に、推進本部から付託された事項に係る調査、研究及び協議を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民福祉部長をもって充て、幹事は、課等の長である者のうちから本部長が指名する。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (作業部会)

第6条 幹事会に、特定の事項に係る調査及び研究を専門的に行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長は、市民福祉部市民課長の職にある者をもって充て、作業部会員は、係長の職（これに相当する職を含む。）にある者のうちから本部長が指名する。

### (会議)

第7条 推進本部、幹事会及び作業部会の会議は、それぞれ本部長、幹事長又は作業部会長がそれぞれ招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 推進本部、幹事会及び作業部会の庶務は、市民福祉部市民課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

別表（第3条関係）

経営管理部長 市民福祉部長 経済建設部長 病院事務長

病院看護部長 水道事務所長 消防長 教育次長 議会事務局長

## 5 有田市人権尊重委員会設置要綱

平成 14 年 7 月 2 日有田市訓令第 11 号

改正 平成 26 年 3 月 31 日訓令第 7 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 17 号

### (設置)

第 1 条 市における人権教育及び人権啓発の推進に関する基本的な方向や施策のあり方について審議するため有田市人権尊重委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 人権問題の調査、研究に関すること。
- (2) 人権推進行政の意見具申に関すること。
- (3) 差別事件の処理指導に関すること。
- (4) 関係諸団体との連携協調に関すること。
- (5) その他必要なこと。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の役職員

### (任期)

第 4 条 役員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中であっても委嘱の要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第 5 条 委員会に、次の役員を置く。

会長 1 人 副会長 2 人 理事 6 人

2 役員の任期は委員の委嘱期間とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠によって役員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

### (役員を選任)

第 6 条 会長、副会長及び理事は総会で選任する。

### (役員の職務)

第 7 条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、委員会の会務を執行する。

(会議)

第8条 総会及び理事会は、会長が必要に応じて招集しその議長となる。

- 2 総会及び理事会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 総会及び理事会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 委員会に、次の部会を置くものとする。

- (1) 企画部会
- (2) 調査研究部会
- (3) 教育啓発部会

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長、副部会長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市民福祉部市民課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

付 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日訓令第17号）

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

## 6 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

平成 14 年 10 月 15 日有田市訓令第 15 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日訓令第 13 号

平成 27 年 3 月 31 日訓令第 17 号

平成 28 年 8 月 25 日訓令第 28 号

### (設置)

第 1 条 市における人権及び男女平等に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として市が策定する有田市人権施策推進行動計画（以下「計画」という。）及び有田市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を審議するため、有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 懇話会は、計画及びプランの策定に関し必要な事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業所及び各種団体の代表者
- (3) 公募による市民

2 委員は、前条の規定により審議結果を報告したときは、その任を解かれるものとする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 懇話会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、市民福祉部市民課において処理する。

### (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる懇話会の招集は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が行う。

### 付 則（平成 24 年 3 月 30 日訓令第 13 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日訓令第 17 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則（平成 28 年 8 月 25 日訓令第 28 号）

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

## 7 有田市人権施策推進行動計画・男女共同参画プラン策定懇話会 名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	備考
上西 令子	有田市男女共同参画推進懇話会	会長
堤 敏明	有田市人権尊重委員会	副会長
高垣 明子	人権擁護委員	副会長
池永 薫	公募委員	
伊藤 嘉史	有田市教育委員	
大崎 哲	学識経験者	
川口 卷子	学識経験者	
栗山 昌子	学識経験者	
田中 秀樹	有田市身体障がい者連合会	
土岐 哲也	有田市立糸我小学校 校長	
上山 文和	ENEOS 株式会社 和歌山製油所	
中尾 のり子	有田市婦人団体連絡協議会	
松本 巳津子	有田市社会教育委員	
宮本 正弘	有田市農業委員会	
山下 須美子	有田市赤十字奉仕団	

令和5（2023）年3月現在

## 8 人権施策関連年表

年	世界の動き	国の動き	県の動き
昭和 20 年 (1945 年)	・ 国際連合誕生 ・ 「国連憲章」採択	・ 「衆院法」改正（成年女子に参政権）	
昭和 21 年 (1946 年)	・ 国連人権委員会の設置 ・ 婦人の地位向上委員会設置	・ 婦人参政権行使 ・ 「日本国憲法」公布	
昭和 22 年 (1947 年)		・ 「教育基本法」公布（男女教育機会均等） ・ 「労働基準法」公布（男女同一賃金） ・ 「民法」改正（家父長制度廃止）	
昭和 23 年 (1948 年)	・ 「世界人権宣言」採択	・ 「児童福祉法」施行	
昭和 25 年 (1950 年)		・ 「身体障害者福祉法」施行 ・ 「精神衛生法」施行 ・ 「生活保護法」施行	
昭和 26 年 (1951 年)	・ 「難民条約」採択	・ 「児童憲章」制定 ・ 「社会福祉事業法」施行	
昭和 34 年 (1959 年)	・ 「児童の権利に関する宣言」採択		
昭和 38 年 (1963 年)		・ 「老人福祉法」施行	
昭和 40 年 (1965 年)	・ 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」採択	・ 「同和対策審議会答申」提出	
昭和 41 年 (1966 年)	・ 「国際人権規約」採択		
昭和 43 年 (1968 年)	・ 国際人権年 ・ 第 1 回世界人権会議		
昭和 44 年 (1969 年)		・ 「同和対策事業特別措置法」施行	
昭和 45 年 (1970 年)	・ 国際教育年	・ 「心身障害者対策基本法」施行	・ 「和歌山県同和対策長期計画」策定
昭和 46 年 (1971 年)	・ 人種差別と闘う国際年 ・ 「精神薄弱者の権利宣言」採択		
昭和 48 年 (1973 年)			・ 「和歌山県同和教育基本方針」策定
昭和 50 年 (1975 年)	・ 国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・ 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・ 「世界行動計画」採択 ・ 「障害者の権利宣言」採択		
昭和 54 年 (1979 年)	・ 国際児童年 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	・ 「国際人権規約」批准	
昭和 56 年 (1981 年)	・ 国際障害者年	・ 「難民条約」加入	・ 「婦人文化展」開催

年	世界の動き	国の動き	県の動き
昭和 57 年 (1982 年)	・「高齢者問題国際行動計画」採択 ・「国連障害者の 10 年 (1983～1992)」宣言	・「障害者対策に関する長期計画」策定 ・「地域改善対策特別措置法」施行	・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定
昭和 58 年 (1983 年)			・「和歌山県同和対策基本計画」策定
昭和 60 年 (1985 年)	・国際青年年	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
昭和 61 年 (1986 年)	・国際平和年	・「男女雇用機会均等法」施行 ・「長寿社会対策大綱」策定	
昭和 62 年 (1987 年)		・「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置法に関する法律」施行	
昭和 63 年 (1988 年)			・「21 世紀をめざすわかやま女性プラン」策定 ・「和歌山県同和対策総合推進計画」策定
平成元年 (1989 年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	・女性の生活と意識調査(第 3 回) ・「ナウナウわかやま」開催
平成 2 年 (1990 年)	・国際識字年		・「和歌山県同和保育基本方針」策定
平成 4 年 (1992 年)	・「アジア太平洋障害者の 10 年 (1993～2002)」行動課題採択	・「地对財特法の一部を改正する法律」施行	
平成 5 年 (1993 年)	・世界先住民年 ・国連世界人権会議(ウィーン)開催 ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「障害者対策に関する新長期計画」決定 ・「障害者基本法(「心身障害者対策基本法」改正)」施行	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定
平成 6 年 (1994 年)	・「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004)採択	・「児童の権利に関する条約」批准 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・「ハートビル法」施行	・「紀の国障害者プラン」策定
平成 7 年 (1995 年)		・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 ・「障害者プラン ノーマライゼーション七カ年戦略」策定 ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行	
平成 8 年 (1996 年)		・「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 ・「人権擁護施策推進法」制定 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「和歌山県福祉のまちづくり条例」制定 ・「和歌山県国際協力推進指針」策定

年	世界の動き	国の動き	県の動き
平成9年 (1997年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権擁護施策推進審議会」設置</li> <li>・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行</li> <li>・「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「喜の国エンゼルプラン」策定</li> <li>・「和歌山県環境基本条例」制定</li> </ul>
平成10年 (2000年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定</li> <li>・「人権教育のための国連10年和歌山県行動計画」策定</li> </ul>
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際高齢者年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申</li> <li>・「男女共同参画社会基本法」施行</li> <li>・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定</li> </ul>	
平成12年 (2000年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</li> <li>・「男女共同参画基本計画」決定</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</li> <li>・「交通バリアフリー法」施行</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律」施行</li> <li>・「社会福祉法（「社会福祉事業法」改正）」施行</li> <li>・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン2000」策定</li> </ul>
平成13年 (2001年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国連識字の10年（2003～2012）」宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申</li> <li>・「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会答申</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県情報公開条例」制定</li> <li>・「わかやま青少年プラン」策定</li> </ul>
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新アジア太平洋障害者の10年（2003～2012）」行動課題採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定</li> <li>・「身体障害者補助犬法」施行</li> <li>・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行</li> <li>・「障害者基本計画」策定</li> <li>・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>・「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」制定</li> <li>・「和歌山県個人情報保護条例」制定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	県の動き
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個人情報の保護に関する法律」施行</li> <li>・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「和歌山県国際化推進指針」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン 2003」策定</li> <li>・「和歌山県個人情報保護条例施行」</li> </ul>
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する法律」施行</li> <li>・「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県人権施策基本方針」策定</li> <li>・「紀の国障害者プラン 2004」策定</li> </ul>
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪被害者等基本法」施行</li> <li>・「発達障害者支援法」施行</li> <li>・「第 2 次男女共同参画基本計画」決定</li> <li>・「犯罪被害者等基本計画」策定</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県人権教育基本方針」策定</li> <li>・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」策定</li> <li>・「和歌山県地域福祉推進計画」策定</li> </ul>
平成 18 年 (2006 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権理事会」設立決議を採択</li> <li>・「障害者の権利に関する条約」採択</li> <li>・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</li> <li>・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行</li> <li>・改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行</li> <li>・「障害者自立支援法」施行</li> <li>・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行</li> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行(これに伴い、「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「交通バリアフリー法」は廃止)</li> <li>・「自殺対策基本法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県安全・安心まちづくり条例」施行</li> <li>・「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン 2006」策定</li> </ul>
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定</li> <li>・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」改定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 1 期」策定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	県の動き
平成 20 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行</li> <li>・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行</li> <li>・改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行</li> <li>・改正「刑事訴訟法」施行</li> <li>・改正「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行</li> <li>・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定</li> <li>・改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行</li> <li>・「更生保護法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行</li> </ul>
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行</li> <li>・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行</li> <li>・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン 2009」策定</li> <li>・「紀の国障害者プラン 2004」改定</li> <li>・「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定</li> <li>・「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 2 期」策定</li> </ul>
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画（第 2 フェーズ）」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・若者育成支援推進法」施行</li> <li>・「第 3 次男女共同参画基本計画」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県人権施策基本方針」改定</li> <li>・和歌山県次世代育成支援後期行動計画「新紀州っ子元気プラン」策定</li> <li>・「和歌山県地域福祉推進計画」改定</li> </ul>
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更</li> <li>・改正「障害者基本法」施行</li> </ul>	
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行</li> <li>・改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> <li>・「外国人登録法」廃止</li> <li>・「高齢社会対策大綱」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン 2012」策定</li> <li>・「和歌山県子ども・若者計画」策定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 3 期」策定</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	県の動き
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「高齢者雇用安定法」施行</li> <li>・「障害者総合支援法」施行</li> <li>・「いじめ防止対策推進法」施行</li> <li>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立</li> <li>・「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正</li> <li>・改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行</li> <li>・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」一部改定</li> <li>・「障害者基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」策定</li> </ul>
平成 26 年 (2014 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行</li> <li>・「障害者の権利に関する条約」批准</li> <li>・「過労死等防止対策推進法」施行</li> <li>・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「子どもの貧困対策に関する大綱」策定</li> <li>・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行</li> <li>・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県いじめ防止基本方針」策定</li> <li>・「紀の国障害者プラン 2014」策定</li> <li>・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定</li> </ul>
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画（第 3 フェーズ）」開始</li> <li>・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行</li> <li>・「女性活躍推進法」成立</li> <li>・「第 4 次男女共同参画基本計画」決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県人権施策基本方針（第二次改訂版）」策定</li> <li>・「わかやま長寿プラン 2015」策定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 4 期」策定</li> <li>・「和歌山県地域福祉推進計画」改定</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</li> <li>・「SDGs 推進本部」設置</li> <li>・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」成立</li> <li>・「部落差別の解消の推進に関する法律」成立</li> <li>・「SDGs 実施指針」決定</li> </ul>	
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行</li> <li>・改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定</li> <li>・「和歌山県手話言語条例」施行</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	県の動き
平成 30 年 (2018 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わかやま長寿プラン 2018」策定</li> <li>・「紀の国障害者プラン 2018」策定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 5 期」策定</li> </ul>
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行</li> <li>・改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行</li> <li>・改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「日本語教育の推進に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県犯罪被害者等支援条例」施行</li> </ul>
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育のための世界計画（第 4 フェーズ）」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画会議「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申</li> <li>・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」施行</li> <li>・「和歌山県地域福祉推進計画」改定</li> <li>・「和歌山県人権施策基本方針（第三次改訂版）」策定</li> <li>・男女共同参画に関する県民意識調査実施</li> <li>・「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」施行</li> </ul>
令和 3 年 (2021 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」施行</li> <li>・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」改正</li> <li>・改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わかやま長寿プラン 2021」策定</li> <li>・「和歌山県障害福祉計画第 6 期」策定</li> </ul>
令和 4 年 (2022 年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「和歌山県男女共同参画基本計画（第 5 次）」策定</li> </ul>

---

---

## 第2次有田市人権施策推進行動計画

令和5（2023）年3月発行

発行者／有田市

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

TEL／0737-83-1111（代表）

FAX／0737-82-2424

編集／有田市 市民福祉部 市民課

---

---

